

令和7年度

高知県労働委員会活動記録



高知県労働委員会事務局編

ま え が き

この活動記録は、令和7年4月から令和8年3月までの1年間の当委員会の活動状況や事件の取扱状況を整理収録したものです。

この冊子が、日頃、労働問題に携わっておられる関係各位に多少なりともお役に立てれば幸いに存じます。

令和8年4月

高知県労働委員会

事務局長 小松 正延

目 次

第1章 組 織	
第1節 委 員	1
第2節 あっせん員候補者	3
第3節 事 務 局	4
第2章 労働委員会の活動状況	
第1節 会 議 等	
1 総 会	5
2 公益委員会議	10
3 連絡会議	11
4 連絡会議議題	12
第2節 労働争議の調整及び実情調査	
1 労働争議の調整	14
(1) 概 況	14
(2) 取扱事件一覧	15
(3) 新規係属件数の推移	16
2 実 情 調 査	17
(1) 概 況	17
(2) 取扱事件一覧	17
第3節 審 査	
1 労働組合の資格審査	19
(1) 概 況	19
(2) 取扱事件一覧	19
2 不当労働行為救済申立事件の審査	20
(1) 概 況	20
(2) 取扱事件一覧	21
(3) 新規申立件数の推移	22
(4) 事件別概要	23
令和6年(不)第1号及び令和7年(不)第2号併合事件	23
令和6年(不)第2号事件	49
令和6年(不)第3号の1及び令和7年(不)第3号の1併合並びに令和6年 (不)第3号の2及び令和7年(不)第3号の2併合事件	51
令和7年(不)第1号事件	54
(5) 審査期間の目標の達成状況等	56

第4節	地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく認定・告示	
	概況	58
第5節	個別労働紛争の解決促進	
1	労働相談	59
	概況	59
2	個別労働紛争のあっせん	61
(1)	概況	61
(2)	取扱事件一覧	62
(3)	申請件数の推移	63
資料		
1	労働争議調整事件 調整内容別件数表	64
2	労働争議調整事件 処理区分表	67
3	労働争議実情調査件数表	69
4	資格審査 立証目的別受付件数表	70
5	不当労働行為救済申立事件 申立内容別件数表	71
6	不当労働行為救済申立事件 処理区分表	72
7	不当労働行為救済申立事件 命令・再審査・行政訴訟一覧表	73
8	個別労働紛争に関する労働相談 相談内容別件数表	76
9	個別労働紛争に関するあっせん事件 新規申請内容別件数表	78
10	個別労働紛争に関するあっせん事件 処理区分表	80
11	令和7年度広報活動実績	81
12	A I - F A Qシステムについて	82
※	高知県労働委員会CMテーマ曲・イメージフラワー	83

高知県労働委員会の沿革

昭和21年3月1日	労働組合法（旧法）施行 高知県地方労働委員会発足、公益委員、労働者委員及び使用者委員各5名委嘱
昭和21年10月13日	労働関係調整法施行
昭和24年6月10日	労働組合法（現行法）施行、労働関係調整法の一部改正
昭和24年8月4日	中央労働委員会規則（現労働委員会規則）制定及び施行
平成12年4月1日	地方分権一括法により、地方労働委員会の事務が機関委任事務から自治事務に変更
平成13年4月1日	地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受け、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働紛争）に係る労働相談及びあっせんを実施
平成13年7月11日	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律公布（同年10月1日施行）
平成17年1月1日	労働組合法の一部改正により、高知県地方労働委員会の名称が高知県労働委員会に変更

第 1 章 組 織

第 1 節 委 員

労働委員会は、労働組合法に基づき、公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）及び使用者の代表者（使用者委員）をもって構成され、委員の任期は2年である。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づき、また、公益委員は、労・使委員の同意を得て、知事が任命している。

会長及び会長代理は、公益委員の中から選挙している。

令和7年度の当委員会は、第44期委員及び第45期委員により運営した。

第44期委員名簿

(任期：令和6年3月18日～令和8年3月17日)

区分	氏 名	現 職 等	委 員 経 歴
公 益 委 員	◎下 元 敏 晴	弁 護 士	昭和56年2月1日～
	○川 田 勲	高知大学名誉教授	平成6年3月18日～
	藤 原 潤 子	特定社会保険労務士	平成14年3月18日～
	高 林 藍 子	弁 護 士	令和2年3月18日～
	参 田 敦	弁 護 士	令和4年3月18日～
労 働 者 委 員	池 澤 研 吉	日本労働組合総連合会高知県連合 会 会 長	平成26年7月1日～
	楠 瀬 智都世	高知競輪競馬労働組合 副委員長 日本労働組合総連合会高知県連合 会 女 性 委 員 会 委 員 長	令和6年3月18日～
	飛 田 洋 一	全国繊維化学食品流通サービス一般 労働組合同盟高知県支部 支部長	令和6年3月18日～
	山 中 誠	全日本自治団体労働組合高知県本部 書 記 次 長	令和6年3月18日～
	牧 耕 生	高知県労働組合連合会 書記長	令和6年3月18日～
使 用 者 委 員	沖 田 良 二	高知県経営者協会 専務理事	令和4年3月18日～
	加 藤 稔	アニバーサリーコンシェル(株) 相 談 役	平成24年3月18日～
	三 宮 昌 子	(株)高知銀行 顧問	平成30年3月18日～
	片 山 弘 紀	(株)ミロクテクノウッド 代 表 取 締 役 社 長	令和4年3月18日～
	丸 岡 昭 仁	入交グループ本社(株) 常 任 監 査 役	令和4年12月1日～

(注) ◎会長 ○会長代理
現職は令和8年3月17日現在

第45期委員名簿

(任期：令和8年3月18日～令和10年3月17日)

区分	氏名	現職等	委員経歴
公益委員	◎下元 敏晴	弁護士	昭和56年2月1日～
	○参田 敦	弁護士	令和4年3月18日～
	高林 藍子	弁護士	令和2年3月18日～
	彼末 一明	高知県看護協会事務長	令和8年3月18日～
	大井 方子	高知県立大学文化学部教授	令和8年3月18日～
労働者委員	池澤 研吉	日本労働組合総連合会高知県連合会 会長	平成26年7月1日～
	楠瀬 智都世	高知競輪競馬労働組合 副委員長 日本労働組合総連合会高知県連合会 女性委員会 委員長	令和6年3月18日～
	飛田 洋一	全国繊維化学食品流通サービス一般 労働組合同盟高知県支部 支部長	令和6年3月18日～
	山中 誠	全日本自治団体労働組合高知県本部 書記次長	令和6年3月18日～
	牧 耕生	高知県労働組合連合会 書記長	令和6年3月18日～
使用者委員	沖田 良二	高知県経営者協会 専務理事	令和4年3月18日～
	三宮 昌子	(株)高知銀行 顧問	平成30年3月18日～
	片山 弘紀	(株)ミロクテクノウッド 代表取締役社長	令和4年3月18日～
	丸岡 昭仁	入交グループ本社(株) 常任監査役	令和4年12月1日～
	北岡 孝章	金星製紙(株) 取締役 総務部部長兼業務部部長	令和8年3月18日～

(注) ◎会長 ○会長代理
現職は令和8年3月31日現在

第2節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法に基づき、労働争議のあっせんに当たることとなっている。その任期は、法律その他に格別の規定がないので、特別の場合を除くほか、委員改選などの都度、委嘱の審議、決定を行っている。

令和7年度は、現職委員及び事務局職員の中から、次のとおり、公益側10名、労働者側5名及び使用者側6名に委嘱した。

あっせん員候補者名簿

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授	平成6年3月25日
藤原 潤子	特定社会保険労務士	平成14年3月18日
高林 藍子	弁護士	令和2年3月18日
参田 敦	弁護士	令和4年3月18日
彼末 一明	高知県看護協会事務長	令和8年3月18日
大井 方子	高知県立大学文化学部教授	令和8年3月18日
山本 倫嗣	労働委員会事務局長	令和6年4月4日
小谷 尚二郎	労働委員会事務局次長	令和7年4月3日
片岡 信和	労働委員会事務局審査調整員	令和5年4月6日
池澤 研吉	日本労働組合総連合会高知県連合会 会長	平成26年7月3日
楠瀬 智都世	高知競輪競馬労働組合 副委員長 日本労働組合総連合会高知県連合会女性委員会 委員長	令和6年3月18日
飛田 洋一	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟 高知県支部 支部長	令和6年3月18日
山中 誠	全日本自治団体労働組合高知県本部 書記次長	令和6年3月18日
牧 耕生	高知県労働組合連合会 書記長	令和6年3月18日
加藤 稔	アニバーサリーコンサル(株) 相談役	平成24年3月19日
三宮 昌子	(株)高知銀行 顧問	平成30年3月20日
片山 弘紀	(株)ミロクテクノウッド 代表取締役社長	令和4年3月18日
沖田 良二	高知県経営者協会 専務理事	令和4年3月18日
丸岡 昭仁	入交グループ本社(株) 常任監査役	令和4年12月1日
北岡 孝章	金星製紙(株) 取締役 総務部部長兼業務部部長	令和8年3月18日

(注) 現職は令和8年3月31日現在。ただし、第44期退任委員については同月17日現在

第3節 事務局

労働委員会の事務を整理するため、労働組合法に基づいて事務局が置かれている。
事務局の職員は、会長の同意を得て知事が任命する。

事務局職員名簿

職 名	氏 名	事務局発令年月日
事 務 局 長	山 本 倫 嗣	令和6年4月1日
事 務 局 次 長	小 谷 尚 二 郎	令和7年4月1日
審 査 調 整 員	片 岡 信 和	令和5年4月1日
主 幹	岡 本 愛	令和7年4月1日
主 幹	橋 上 李 保	平成31年4月1日
主 幹	恒 石 沙 弥 香	令和7年4月1日
主 査	宮 脇 千 尋	令和5年4月1日
主 事	本 田 桃 加	令和7年4月1日

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等

1 総 会

労働委員会は、労働委員会規則により月1回以上総会を開くこととされており、当委員会は、原則として毎月第1及び第3木曜日に定例総会を、また、会長が必要と認めた場合に、臨時総会を開催することとしている。

令和7年度は、定例総会が23回、臨時総会が1回開催され、その概要は、次のとおりである。

総会開催状況

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1950	4.3	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	池澤 楠瀬 山中 牧	沖田 三宮 片山 丸岡	1 7(あ)1号事件のあっせん経過について 2 7(個)280号事件のあっせん経過について 3 6(不)1号事件について 4 6(不)2号事件について 5 6(不)3号事件について 6 7(不)1号事件について 7 7(不)2号事件救済申立てについて 8 高知福山通運(株)事件の実情調査終結について 9 あっせん員候補者の委解嘱について 10 第1949回定例総会議事録承認について
1951	4.17	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	楠瀬 飛田 山中 牧	沖田 三宮 片山 丸岡	1 7(あ)1号事件のあっせん経過について 2 7(個)280号事件のあっせん終結について 3 6(不)1号事件について 4 6(不)2号事件の終結について 5 6(不)3号事件について 6 7(不)1号事件について 7 7(不)2号事件について 8 7(不)3号事件救済申立てについて 9 四国運輸(株)事件の実情調査終結について 10 労働相談実績(3月分)について 11 第1950回定例総会議事録承認について
1952	5.8	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	池澤 楠瀬 山中 牧	沖田 加藤 三宮 片山 丸岡	1 7(あ)1号事件のあっせん終結について 2 6(不)1号事件について 3 6(不)3号事件について 4 7(不)1号事件について 5 7(不)2号事件について 6 7(不)3号事件について 7 第1951回定例総会議事録承認について
1953	5.15	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	楠瀬 飛田 山中 牧	沖田 加藤 三宮 片山 丸岡	1 6(不)1号事件について 2 6(不)3号事件について 3 7(不)1号事件について 4 7(不)2号事件について 5 7(不)3号事件について 6 精華園職員労働組合の争議行為の予告通知について 7 労働相談実績(4月分)について 8 第1952回定例総会議事録承認について

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1954	6. 5	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	池澤 楠瀬 飛田 山中 牧	沖田 加藤 三宮 片山 丸岡	1 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 2 6(不)3号事件について 3 7(不)1号事件について 4 7(不)3号事件について 5 J A高知病院事件の実情調査終結について 6 高知県運輸合同労組高知通運支部、高知福山通 運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び 丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 7 四国ブロック労働委員会会長連絡会議について 8 第1953回定例総会議事録承認について
1955	6. 19	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	楠瀬 飛田 山中 牧	沖田 加藤 三宮 丸岡	1 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 2 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 3 7(不)1号事件について 4 高知県倉庫運送(株)事件の実情調査終結につい て 5 海辺の杜ホスピタル事件の実情調査終結につい て 6 (株)丸中運送及び(株)丸福運輸各事件の実情調 査終結について 7 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議につい て 8 労働相談実績(5月分)について 9 第1954回定例総会議事録承認について
1956	7. 3	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	池澤 飛田 山中 牧	沖田 加藤 三宮 丸岡	1 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 2 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 3 7(不)1号事件について 4 高知通運(株)事件の実情調査終結について 5 第1955回定例総会議事録承認について
1957	7. 17	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	楠瀬 飛田 山中 牧	沖田 三宮 丸岡	1 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 2 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 3 7(不)1号事件について 4 福山通運(株)事件の実情調査終結について 5 第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 について 6 労働相談実績(6月分)について 7 第1956回定例総会議事録承認について
1958	8. 7	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	池澤 楠瀬 飛田 山中 牧	沖田 加藤 三宮 片山 丸岡	1 7(個)281号及び7(個)282号事件のあっせん申 請について 2 7(個)283号事件のあっせん申請について 3 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 4 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 5 7(不)1号事件について 6 第1957回定例総会議事録承認について
1959	8. 21	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	楠瀬 飛田 山中 牧	沖田 加藤 片山 丸岡	1 7(個)281号及び7(個)282号事件のあっせん経 過について 2 7(個)283号事件のあっせん経過について 3 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 4 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 5 7(不)1号事件について 6 労働相談実績(7月分)について 7 第1958回定例総会議事録承認について

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1960	9. 4	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	池澤 楠瀬 山中 牧	沖田 加藤 三宮 片山 丸岡	1 7(個)281号及び7(個)282号事件のあっせん経過について 2 7(個)283号事件のあっせん経過について 3 7(個)284号事件のあっせん申請について 4 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 5 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 6 7(不)1号事件について 7 第1959回定例総会議事録承認について
1961	9. 18	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	楠瀬 山中 牧	沖田 加藤 三宮 片山	1 7(個)281号及び7(個)282号事件のあっせん終結について 2 7(個)283号事件のあっせん終結について 3 7(個)284号事件のあっせん終結について 4 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 5 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 6 7(不)1号事件について 7 労働相談実績(8月分)について 8 第1960回定例総会議事録承認について
1962	10. 2	委員室	下元 川田 藤原 参田	池澤 楠瀬 山中 牧	沖田 三宮 片山 丸岡	1 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 2 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 3 7(不)1号事件について 4 第1961回定例総会議事録承認について
1963	10. 16	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	池澤 楠瀬 飛田 山中 牧	沖田 加藤 三宮 片山 丸岡	1 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 2 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 3 7(不)1号事件について 4 労働相談実績(9月分)について 5 第1962回定例総会議事録承認について
1964	11. 6	委員室	下元 川田 藤原 参田	楠瀬 山中 牧	沖田 三宮 片山 丸岡	1 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 2 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 3 7(不)1号事件について 4 高知県運輸合同労組高知通運支部、四国運輸労組、高知福山通運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 5 第1963回定例総会議事録承認について
1965	11. 20	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	山中 牧	沖田 三宮 片山 丸岡	1 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 2 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 3 7(不)1号事件について 4 精華園職員労働組合の争議行為の予告通知について 5 四国運輸(株)、(株)丸中運送及び(株)丸福運輸各事件の実情調査終結について 6 労働相談実績(10月分)について 7 第80回全国労働委員会連絡協議会総会について 8 第1964回定例総会議事録承認について
1966	12. 4	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	池澤 楠瀬 飛田 山中 牧	沖田 三宮 片山 丸岡	1 7(個)285号事件のあっせん申請について 2 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 3 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 4 7(不)1号事件について 5 高知赤十字病院労働組合の争議行為の予告通知について 6 福山通運(株)事件の実情調査終結について 7 第1965回定例総会議事録承認について

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1967	12.18	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	楠瀬 牧	沖田 加藤 三宮 片山 丸岡	1 7(個)285号事件のあっせん経過について 2 6(不)1号及び7(不)2号併合事件について 3 6(不)3号及び7(不)3号併合事件について 4 7(不)1号事件について 5 高知通運(株)及び高知県倉庫運送(株)各事件の実情調査終結について 6 海辺の杜ホスピタル事件の実情調査終結について 7 高知赤十字病院事件の実情調査終結について 8 第540回及び第541回公益委員会議について 9 労働相談実績(11月分)について 10 第1966回定例総会議事録承認について ※委員勉強会 「外国人労働者の受入れ制度や活用状況」 講師：高知県商工労働部商工政策課企画監 (外国人材受入推進担当) (県職員)
1968	1.8	委員室	下元 川田 藤原 参田	楠瀬 飛田 山中 牧	沖田 加藤 片山 丸岡	1 7(個)285号事件のあっせん経過について 2 6(不)1号及び7(不)2号併合事件の終結及び再審査申立てについて 3 6(不)3号の1及び7(不)3号の1併合事件について 4 7(不)1号事件について 5 6(不)3号の2及び7(不)3号の2併合事件救済申立てについて 6 第1967回定例総会議事録承認について
1969	1.15	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	池澤 山中 牧	沖田 加藤 三宮 片山	1 7(個)285号事件のあっせん経過について 2 7(個)286号事件のあっせん申請について 3 6(不)3号の1及び7(不)3号の1併合事件について 4 7(不)1号事件について 5 6(不)3号の2及び7(不)3号の2併合事件について 6 第542回公益委員会議について 7 労働相談実績(12月分)について 8 第1968回定例総会議事録承認について
1970	2.5	委員室	下元 川田 高林 参田	池澤 楠瀬 山中 牧	沖田 三宮 片山 丸岡	1 7(個)285号事件のあっせん終結について 2 7(個)286号事件のあっせん終結について 3 6(不)3号の1及び7(不)3号の1併合事件について 4 6(不)3号の2及び7(不)3号の2併合事件について 5 7(不)1号事件について 6 第1969回定例総会議事録承認について
1971	2.19	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	飛田 山中 牧	沖田 加藤 三宮 片山	1 6(不)3号の1及び7(不)3号の1併合並びに6(不)3号の2及び7(不)3号の2併合事件の終結について 2 7(不)1号事件について 3 労働相談実績(1月分)について 4 第1970回定例総会議事録承認について
1972	3.5	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	楠瀬 山中 牧	沖田 加藤 三宮 片山 丸岡	1 7(不)1号事件について 2 高知県運輸合同労組高知通運支部、四国運輸労組、高知福山通運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 3 第1971回定例総会議事録承認について

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1973 (臨時)	3.18	委員室	下元 参田 高林 彼末 大井	池澤 楠瀬 飛田 山中 牧	沖田 三宮 片山 丸岡 北岡	1 会長職務代行者について 2 各側連絡幹事について 3 定例総会開催日について 4 あっせん員候補者の委解嘱について 5 申し合わせ事項について 6 7(不)1号事件について 7 (株)丸中運送及び(株)丸福運輸各事件の実情調査終結について 8 とさでん交通労組の争議行為の予告通知について 9 労働相談実績(2月分)について 10 第1972回定例総会議事録承認について 11 委員むつみ会について

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査、不当労働行為の判定その他法令に規定された事項を協議決定するため、会長が必要に応じて招集している。

令和7年度は3回開催し、その概要は次のとおりである。

このほか、総会開催前に公益委員の打合せを行い、事件の処理等について協議している。

公益委員会議開催状況

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

回数	月日	場所	出席委員	付議事項
540	12.4	会長室	下元 川田 藤原 高林 参田	1 令和6年(不)第1号及び令和7年(不)第2号併合不当労働行為救済申立事件に係る申立組合の資格審査について 2 上記事件に係る参与委員の意見聴取について 3 上記事件に係る命令について
541	12.18	会長室	下元 川田 藤原 高林 参田	1 令和6年(不)第1号及び令和7年(不)第2号併合不当労働行為救済申立事件に係る申立組合の資格審査について 2 上記事件に係る命令について
542	1.15	会長室	下元 川田 藤原 高林 参田	労働者委員候補者の推薦に係る労働組合の資格審査について

3 連絡会議

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

区分	参集範囲	開催月日	担当県等	開催地	本県出席者
三者連絡会議	全 国	11月13・14日	中労委	東京都	川田委員 参田委員 楠瀬委員 飛田委員 沖田委員 片山委員 山本局長ほか
	四 国	6月17日	高知県	高知市	下元会長 川田委員 藤原委員 高林委員 参田委員 池澤委員 楠瀬委員 飛田委員 山中委員 牧 委員 沖田委員 加藤委員 三宮委員 片山委員 丸岡委員 山本局長ほか
公益委員会会議	四 国	9月2日	愛媛県	松山市	下元会長 川田委員 藤原委員 高林委員 参田委員 小谷次長
会長会議	全 国	6月13日	和歌山県	和歌山市	下元会長 ほか
	中国・四国	7月8日	島根県	松江市	下元会長 ほか
	四 国	5月16日	高知県	高知市	下元会長 ほか
局長会議	全 国	6月12日	和歌山県	和歌山市	山本局長 ほか
	四 国	5月16日	高知県	高知市	山本局長 ほか
課長会議	全 国 (調整主管課長会議)	10月24日	中労委	東京都	片岡審査調整員
	全 国 (審査主管課長会議)	10月23日	中労委	東京都	片岡審査調整員
	四 国 (審査・調整主管課長会議)	7月30日	愛媛県	W e b 開催	片岡審査調整員

4 連絡会議議題

- ◎ **第80回全国労働委員会連絡協議会総会**（7.11.13・14 東京都）
 - (1) 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について（中労委）
 - (2) コロナ禍の教訓から学ぶ（中労委）

- ◎ **第112回四国労働委員会協議会総会**（7.6.17 高知県）
 - (1) 労働組合に対する個人情報情報の漏洩を理由とする団交拒否及び不利益取扱い等について（徳島県労委）
 - (2) あっせん案の不履行を繰り返す被申請者について（香川県労委）
 - (3) 退職後に請求された賞与の一部返還請求について（愛媛県労委）

- ◎ **第42回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会**（7.9.2 愛媛県）
 - (1) 和解の取組について（徳島県労委）
 - (2) 職場のハラスメントが原因で休職せざるを得なかったとして、労基署に労災申請を行うとともに、解雇されたことに対する解決金の支払を求めて申請されたあっせんの進め方について（香川県労委）
 - (3) 地域スタッフ（委託契約を締結している個人事業主）にかかる労働者性について（高知県労委）

- ◎ **令和7年度全国労働委員会会長連絡会議**（7.6.13 和歌山県）
 - (1) 和解の取組について（中労委）

- ◎ **第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議**（7.7.8 島根県）
 - (1) 過半数代表者が当事者となる労働争議の調整について（広島県労委）
 - (2) あっせん手続に補佐人の意向が強く影響している場合の対応について（島根県労委）

- ◎ **四国ブロック労働委員会会長連絡会議**（7.5.16 高知県）
 - (1) A組合の組合活動を理由とする懲戒処分等について、B組合（合同労組）及び組合員X（両組合に二重加入）が申し立てた不当労働行為の認定について（徳島県労委）
 - (2) ユニオンショップ協定を締結する予定の組合に対抗する目的で結成された労働組合に係る組合資格審査について（香川県労委）
 - (3) 紛争の早期解決のために、労働委員会として取り得る手法について（愛媛県労委）

- ◎ **令和7年度全国労働委員会事務局長連絡会議** (7.6.12 和歌山県)
 - (1) 審査・調整事件等の概況について (中労委)
 - (2) 議題懇談
 - ア 外国人労働者に係る事案への対応について (中労委)
 - イ 事務局職員の人材育成等について (中労委)

- ◎ **四国地区労働委員会事務局長連絡会議** (7.5.16 高知県)
 - (1) 不当労働行為事件における事務局担当職員調査について (徳島県労委)
 - (2) 当事者本人以外からの労働相談への対応について (香川県労委)
 - (3) ウェブ活用によるあっせんについて (愛媛県労委)

- ◎ **令和7年度全国労働委員会事務局調整主管課長会議** (7.10.24 東京都)
 - (1) 調整業務の運営について (中労委)
 - (2) 都道府県労働委員会からの事例報告
 - ア 集団的労使紛争事件における事例
 - イ 個別労働紛争事件における事例
 - (3) 都道府県労働委員会からの業務報告

- ◎ **令和7年度全国労働委員会事務局審査主管課長会議** (7.10.23 東京都)
 - (1) 労働組合法第2条の「主体」性について
 - (2) 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について
 - (3) 労働委員会事務局における人材確保・育成について

- ◎ **令和7年度四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議**

(7.7.30 Web)

 - (1) 各県の労働委員会のIT活用の現状と取組について (徳島県労委)
 - (2) ウェブ会議システムを利用したあっせんでの録音対策について (香川県労委)
 - (3) WEBでの不事件調査、あっせん協議の実施状況について (高知県労委)
 - (4) 出前講座の実施状況について (愛媛県労委)

第2節 労働争議の調整及び実情調査

1 労働争議の調整

(1) 概況

令和7年度の調整事件の取扱件数は、前年度から繰り越したあっせん事案1件であった。

この1件は、打切となった。

第1表 調整区分及び処理状況

年度	区分	前年度 繰越	新規係属				合計	処理状況	
			あっせん	調停	仲裁	計		終結	繰越
5年度									
6年度			3			3	2	1	
7年度		1				1	1		
計		1	3			3	3	1	

第2表 調整内容区分（新規係属分）

区分	年度	5年度		6年度		7年度		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
組合承認・組合活動				1	12.5%			1	12.5%
協約締結・全面改定									
協約効力・解釈				1	12.5%			1	12.5%
賃金増額									
一時金									
諸手当				1	12.5%			1	12.5%
その他賃金に関するもの				1	12.5%			1	12.5%
退職一時金・年金									
解雇手当・休業手当									
労働時間									
休日・休暇									
作業方法の変更									
定年制									
その他の労働条件									
事業休廃止・事業縮小									
企業合併・営業譲渡									
人員整理									
配置転換									
解雇									
その他の経営・人事									
福利厚生									
団交促進				3	37.5%			3	37.5%
事前協議制									
その他				1	12.5%			1	12.5%
計			—	8	—		—	8	—

第3表 申請・職権区分（新規係属分）

年度	区分	申請によるもの			職権によるもの	合計
		組合	使用者	双方		
5年度						
6年度		3				3
7年度						
計		3				3

第4表 終結処理区分

区分	年度	5年度		6年度		7年度		累計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
終結	取下			1	50.0%			1	33.3%
	解決								
	打切			1	50.0%	1	100.0%	2	66.7%
	不調								
	却下								
	裁定								
	移管								
合計			—	2	—	1	—	3	—
翌年度繰越			—	1	—		—		—

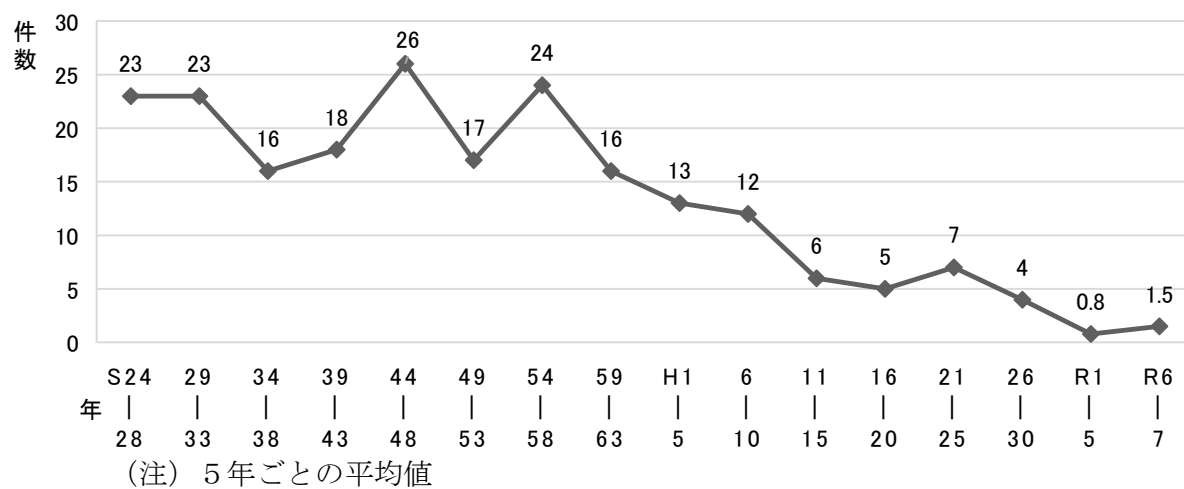
(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事件番号 (業種)	受付日 (申請区分)	申請事項	事件の概要	終結日	調整員		
	指名日			処理日数	公	労	使
	処理結果			処理回数			
7(あ) 1号 (情報通 信業)	7.3.24 (労)	事務所及び会議室の貸与、誠実な団体交渉の実施、事務費差額等の支払	事務所及び会議室の貸与等を求めて団体交渉を行ってきたが、使用者側が話し合いに応じず要求を認めないとして、誠実な団体交渉の実施を求めてあつせん申請があつた。 事務局調査の結果、相手方があつせんに応じなかったため、あつせんを打ち切つた。	7.4.17	参 田	飛 田	三 宮
	7.3.25			24日			
	打切						

- (注) 1 事件番号は、暦年による
 2 指名日は、調整員（あつせん員、調停委員、仲裁委員）の指名日
 3 処理日数は、調整員指名日から終結日までの日数
 4 処理回数は、調整期日の回数

(3) 新規係属件数の推移



2 実情調査

(1) 概況

労働争議の実情調査は、高知県労委又は中労委に公益事業の争議行為の予告通知があったもののうち、労使交渉が高知県内で行われるものについて実施した。

令和7年度は、新たに調査を開始したものが23件、前年度からの繰越が5件で、このうち21件が終結した。

年度	区分	前年度繰越	新規開始	計	処理状況	
					終結	繰越
5年度		9	25	34	24	10
6年度		10	23	33	28	5
7年度		5	23	28	21	7
計		24	71	95	73	22

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事件番号	事件名	組合員数	内容	調査			処理状況
				区分	開始年月日	終結年月日	
7年中1号	高知通運(株)	2	賃金引上げ等	職員	7.3.3 (7.2.27)	7.7.3	打切
"中2号	四国運輸(株)	206	賃金引上げ等	"	7.3.3 (7.2.27)	7.4.17	解決
"中3号	高知福山通運(株)	55	賃金引上げ等	"	7.3.3 (7.2.27)	7.4.3	解決
"中4号	高知県倉庫運送(株)	24	賃金引上げ等	"	7.3.3 (7.2.27)	7.6.19	打切
"高3号	J A高知病院	94	賃金引上げ等	"	7.3.18	7.6.5	解決

(注) 1 開始年月日欄の()は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。

2 事件番号は、暦年による。

(新規受付)

事件番号	事件名	組合員数	内容	調査			処理状況
				区分	開始年月日	終結年月日	
7年高4号	海辺の杜ホスピタル	32	賃金引き上げ等	職員	7.5.9	7.6.19	解決
"中10号	高知通運(株)	2	一時金の要求等	"	7.5.22 (7.5.21)	7.7.3	解決
"中11号	高知福山通運(株)	55	一時金の要求等	"	7.5.22 (7.5.21)	7.7.17	解決
"中12号	高知県倉庫運送(株)	23	一時金の要求等	"	7.5.22 (7.5.21)	7.6.19	解決
"中13号	(株)丸中運送	50	一時金の要求等	"	7.5.22 (7.5.21)	7.6.19	解決
"中14号	(株)丸福運輸	17	一時金の要求等	"	7.5.22 (7.5.21)	7.6.19	解決
"中15号	高知通運(株)	2	一時金の要求等	"	7.10.30 (7.10.30)	7.12.18	解決

事件番号	事 件 名	組合員数	内 容	調 査			処理状況
				区分	開始年月日	終結年月日	
7年 中16号	四国運輸（株）	199	一時金の要求等	職員	7.10.30 (7.10.30)	7.11.20	解決
〃 中17号	高知福山通運（株）	55	一時金の要求等	〃	7.10.30 (7.10.30)	7.12.4	解決
〃 中18号	高知県倉庫運送（株）	23	一時金の要求等	〃	7.10.30 (7.10.30)	7.12.18	解決
〃 中19号	（株）丸中運送	49	一時金の要求等	〃	7.10.30 (7.10.30)	7.12.4	解決
〃 中20号	（株）丸福運輸	17	一時金の要求等	〃	7.10.30 (7.10.30)	7.12.4	解決
〃 高5号	海辺の杜ホスピタル	34	一時金の要求等	〃	7.11.13	7.12.18	解決
〃 高6号	高知赤十字病院	30	一時金の要求等	〃	7.12.3	7.12.18	打切
8年 中1号	高知通運（株）	2	賃金引上げ等	〃	8.3.3 (8.3.3)		繰越
〃 中2号	四国運輸（株）	194	賃金引上げ等	〃	8.3.3 (8.3.3)		繰越
〃 中3号	高知福山通運（株）	53	賃金引上げ等	〃	8.3.3 (8.3.3)		繰越
〃 中4号	高知県倉庫運送（株）	23	賃金引上げ等	〃	8.3.3 (8.3.3)		繰越
〃 中5号	（株）丸中運送	46	賃金引上げ等	〃	8.3.3 (8.3.3)	8.3.18	解決
〃 中6号	（株）丸福運輸	17	賃金引上げ等	〃	8.3.3 (8.3.3)	8.3.18	解決
〃 中7号	とさでん交通（株）	519	賃金引上げ等	〃	8.3.6 (8.3.6)		繰越
〃 中8号	高知西南交通（株）	55	賃金引上げ等	〃	8.3.6 (8.3.6)		繰越
〃 中9号	高知東部交通（株）	34	賃金引上げ等	〃	8.3.6 (8.3.6)		繰越

- (注) 1 開始年月日欄の（ ）は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。
2 事件番号は、暦年による。

第 3 節 審 査

1 労働組合の資格審査

(1) 概 況

令和 7 年度の資格審査は、新規受付 2 件、前年度からの繰越が 4 件であった。その立証目的は、委員推薦 2 件、不当労働行為救済申立て 4 件であった。

このうち、3 件は労組法の規定に適合するものと決定し、2 件は不当労働行為救済申立事件の取下げに伴って打切となり、1 件は翌年度に繰り越した。

【資格審査立証目的別受付件数】

年度 区分	5 年度	6 年度	7 年度	計
委員推薦	2		2	4
不当労働行為	1	3		4
法人登記				
労働者供給事業				
労組法第18条				
総会で特に必要と認めたもの				
計	3	3	2	8

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

番号	立証目的	受付年月日	補正の有無	処理状況	
				年月日	区分
6 年 2 号	不当労働行為 (6 年 (不) 1 号)	6. 3. 19	無	7. 12. 18	適
6 年 3 号	不当労働行為 (6 年 (不) 2 号)	6. 7. 10	無	7. 4. 14	打切
6 年 4 号	不当労働行為 (6 年 (不) 3 号)	6. 7. 10	無	8. 2. 2	打切
7 年 1 号	不当労働行為 (7 年 (不) 1 号)	7. 3. 17		翌年度繰越	

(新規受付)

番号	立証目的	受付年月日	補正の有無	処理状況	
				年月日	区分
8 年 1 号	委員推薦	8. 1. 6	無	8. 1. 15	適
8 年 2 号	委員推薦	8. 1. 8	無	8. 1. 15	適

(注) 事件番号は、暦年による。

2 不当労働行為救済申立事件の審査

(1) 概 況

令和7年度の不当労働行為救済申立事件の取扱いは、前年度からの繰越が4件、新規受付が2件の合わせて6件であった。6件とも民間関係で、うち5件は終結し、1件は翌年度へ繰り越した。

第1表 取扱件数

区分	年度	前年度 繰越	新規	計	処理状況	
					終結	繰越
5年度		1	1	2		2
6年度		2	3	5	1	4
7年度		4	2	6	5	1
計		7	6	13	6	7

第2表 救済申立内容区分

区分	年度	5年度		6年度		7年度		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
解雇									
不利益処分		1	100.0%			1	50.0%	2	33.3%
団交拒否				1	33.3%			1	16.7%
支配介入				2	66.7%	1	50.0%	3	50.0%
計		1	—	3	—	2	—	6	—

(注) 同一事件で救済内容が数項目にわたるものは、主要な1項目のみ取り上げて計上した。

第3表 事件処理区分

区分	年度	5年度		6年度		7年度		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
終結	取 下								
	却 下								
	棄 却					2	40.0%	2	33.3%
	救 済			1	100.0%			1	16.7%
	和 解					3	60.0%	3	50.0%
	移 送								
計			—	1	—	5	—	6	—
翌年度繰越		2	—	4	—	1	—	—	—

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事 件 番 号	受付日	請求する救済内容の要旨	処理状況	担当委員	
				審査委員	参与委員
令和6年(不)1号事件	R6.3.19	7条1号・2号・3号・4号 1 団体交渉の開催 2 業務命令・懲戒処分の撤回 3 経済的損失の回復 4 謝罪文の手交・掲示等 5 再雇用拒否の撤回	R7.12.18 棄却	高林 参田	池澤 冲田
令和6年(不)2号事件	R6.7.10	7条1号・2号・3号 1 解雇の撤回 2 経済的損失の補償 3 団体交渉の開催 4 労働協約の締結 5 謝罪文の手交・掲示	R7.4.11 関与和解	下元 藤原	山中 片山
令和6年(不)3号事件	R6.7.10	7条1号・2号・3号 1 団体交渉のやり直し 2 謝罪文の手交・掲示 3 労働協約の締結 4 損害金の支払 5 団体交渉の開催	R8.2.2 関与和解	参田 川田	牧 加藤
令和7年(不)1号事件 (※)	R7.3.17	7条1号・2号・3号 1 事務所及び会議室の貸与 2 組合運営の自主性の尊重 3 誠実な団体交渉の実施 4 労働協約破棄の撤回 5 事務費差額等の支払 6 郵便物を無断開封しない 7 ハラスメントに関する第三者委員会の設置	翌年度繰越	参田 藤原 大井	飛田 三宮

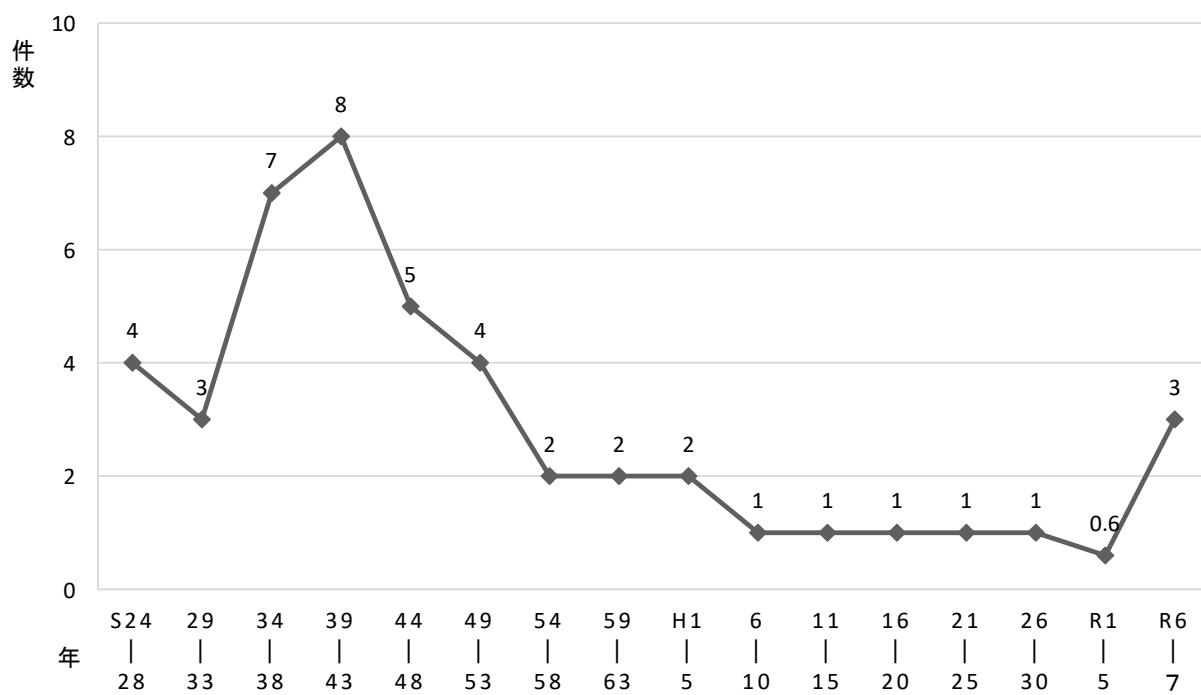
(※) 審査委員は、令和8年3月17日まで藤原委員、同月18日から大井委員が担当
事件番号は暦年による。

(新規受付)

事 件 番 号	受付日	請求する救済内容の要旨	処理状況	担当委員	
				審査委員	参与委員
令和7年(不)2号事件	R7.4.1	7条1号・3号・4号 1 雇止めの撤回及び継続雇用 2 雇止めから雇用再開までの期間の賃金支払	R7.12.18 棄却	高林 参田	池澤 冲田
令和7年(不)3号事件	R7.4.10	7条1号・2号・3号 1 団体交渉のやり直し 2 謝罪文の手交・掲示 3 労働協約等の存続確認・原状回復 4 金銭及び財物の返却 5 団体交渉の開催	R8.2.2 関与和解	参田 川田	牧 加藤

(注) 事件番号は、暦年による。

(3) 新規申立件数の推移



(注) 5年ごとの平均値

(4) 事件別概要

令和6年(不)第1号及び令和7年(不)第2号併合事件

R 6 . 3 . 19受付
(R 6 年 1 号)
R 7 . 4 . 1 受付
(R 7 年 2 号)
R 7 . 12 . 23 終結
(棄 却)

申立人 X組合

被申立人 Y法人

請求する救済の内容

- 1 団体交渉の開催
- 2 業務命令・懲戒処分 of 撤回
- 3 経済的損失の回復
- 4 謝罪文の手交・掲示等
- 5 再雇用拒否・雇止めの撤回及び継続雇用
- 6 雇止めから雇用再開までの期間の賃金支払

申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は労働組合法第7条第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する不当労働行為に該当する。

- (1) 組合員に対する業務命令についての申立人からの団体交渉の申入れに応じず、組合員に対して懲戒処分を行い、その後もこの業務命令や懲戒処分についての団体交渉を拒否しながら、組合員に繰り返し業務命令の履行を迫り、懲戒処分を行った。
- (2) 申立人からの団体交渉の申入れに係る書面や組合員からの報告書等の受取拒否や受取拒絶を繰り返して行った。
- (3) 団体交渉を拒否しながら一方的に賃上げや年末一時金支給を行った。
- (4) 令和5年(不)第1号事件における組合員の証人尋問に係る審問開催直前に懲戒委員会を開催し、組合員に対して懲戒処分を行った。
- (5) 不当労働行為救済申立事件の審査に係る就業時間中の補佐人出席に関し、組合員と被申立人の職員との間で異なる取扱いを行った。
- (6) 本件において申立人が不当労働行為であると主張している懲戒処分等を理由として、組合員の定年後再雇用を拒否した。

被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は次のとおり主張し、請求の棄却を求めている。

- (1) 業務命令は組合員に就業規程違反の疑いがあるため行ったものである。業務命令に正当な理由もなく従わないため、弁明の機会を与えた上で懲戒委員会を開き、懲戒処分を行った。
- (2) 申立人は、被申立人が団体交渉の申入れは代理人弁護士に行うよう再三要請しているにもかかわらず、団体交渉の申入れに係る書面等を被申立人に直接送付するため、書面の受取拒否等をしたもので、団体交渉を拒否したものではないが、令和5年(不)第1号事件の県労委命令を受けて、団体交渉を行っている。
- (3) 規程に基づき県の人事委員会勧告に準じて賃上げ等を行っている。
- (4) 業務都合や懲戒委員会構成員の日程調整の結果、唯一調整できた日がたまたま証人尋問開催日であったもので、恣意的な意図は全くない。
- (5) 被申立人の補佐人は業務上の必要行為として補佐人申請したものである。組合員が補佐人となることを妨害したことはなく、就業時間中に審査に出席するのであれば年次有給休暇を使えばよいと言っただけであり、賃金を保障しないとは言っていない。
- (6) 再雇用拒否は、規程に従い、解雇基準に該当するのか、又はそれに準ずる事由があるのかを第一義として、組合員に対する業務命令の履行状況を見極め、定年退職を6か月後に控えていることから最終判断を組織決定したものであり、決して不利益取扱いはない。

審 査 経 過

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 令和6年8月28日 | 第1回調査 |
| 10月17日 | 第2回調査 |
| 12月17日 | 第3回調査 |
| 令和7年2月17日 | 第4回調査 |
| 4月7日 | 第5回調査 |
| 5月30日 | 第6回調査(令和6年1号及び令和7年2号の審査を併合) |
| 7月22日 | 第7回調査 |
| 9月19日 | 結審 |
| 12月4日 | 命令書協議(第540回公益委員会議) |
| 12月18日 | 命令書決定(第541回公益委員会議) |
| 12月23日 | 当事者命令書受領 |

命令書の内容は、次のとおりである。

命 令 書

申 立 人 X組合
組合長 A 1

被申立人 Y
B 1 B 2

上記当事者間の高労委令和6年(不)第1号及び令和7年(不)第2号併合不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和7年12月18日、第541回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員川田勲、公益委員藤原潤子、同高林藍子、同参田敦が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを、いずれも棄却する。

理 由

第1 事案の概要

1 令和6年(不)第1号事件

令和5年9月21日、被申立人Y(以下「Y」という。)の総務企画部長B3(以下「B3部長」という。)は、業務外の閲覧の疑いがあることを理由に、申立人X組合(以下「組合」という。)の組合員であるA2(以下、組合加入前を含めて「A2組合員」という。)に、インターネット閲覧に関する業務命令を行った。

組合が当該業務命令の内容等を議題とする団体交渉を申し入れたが、団体交渉が行われない中、同年11月29日、B3部長は、A2組合員にインターネット閲覧に関する業務命令(以下、同年9月21日に行われた業務命令も含めて「本件業務命令」という。)を行い、併せて、Y内の電子メールによりA2組合員に対し、同年12月26日に懲戒委員会を行うため、出席の有無を回答するよう求める書面を送付した。

組合及びA2組合員が、Yに、懲戒委員会の開催中止や団体交渉での話し合いを求めている中、Yは、同年12月6日に令和5年度の賃金改定を行った後、同月15日に令和5年年末一時金を支給した。

その後も組合が団体交渉を申し入れたが、団体交渉が行われない中、同年12月26日に予定されていた懲戒委員会は、懲戒委員の欠席により定足数を満たさないため開催されず、延期となり、令和6年2月26日、YはA2組合員に対し、令和6年3月5日に懲戒委員会を行うため、出席の有無を回答するよう求める書面を手交した。

Yは、令和6年3月5日、懲戒委員会を開催し、業務命令違反等を理由に、A2組合員に出勤停止10日間の懲戒処分(以下「本件懲戒処分」という。)を行った。

組合は、これらYの一連の行為は労働組合法(以下「法」という。)第7条第1号、第2

号、第3号及び第4号に規定する不当労働行為に当たるとして、同年3月19日付けで救済申立てを行った。

Yは、A2組合員の再雇用申請に対し、同年9月27日付けで、A2組合員の自宅に、A2組合員の定年後の再雇用を拒否する旨の書面を送付した。

同年10月15日、A2組合員の再雇用等を議題とする団体交渉が、当該救済申立て後初めて行われたが、特段の決着を見なかった。

組合は、同年10月29日、Yによる団体交渉拒否やA2組合員の再雇用拒否が法第7条第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する不当労働行為に当たるとして申立事実の追加を行った。

2 令和7年(不)第2号事件

組合は、YがA2組合員の再雇用を拒否し、令和7年3月31日をもって解雇した行為は法第7条第1号、第3号及び第4号に規定する不当労働行為に当たるとして、同年4月1日付けで救済申立てを行った。

同年5月30日、当委員会は、令和6年(不)第1号事件と令和7年(不)第2号事件とを併合して審査することを決定した。(以下、令和6年(不)第1号事件の救済申立て及び令和7年(不)第2号事件の救済申立てを「本件救済申立て」という。)

第2 請求する救済の内容

- 1 団体交渉の開催
- 2 A2組合員に対する令和5年9月21日付け及び同年11月29日付け業務命令(本件業務命令)並びに令和6年3月5日付け懲戒処分(本件懲戒処分)の撤回
- 3 令和6年3月5日付け懲戒処分(本件懲戒処分)に伴うA2組合員の経済的損失の回復
- 4 謝罪文の手交及びYの機関誌等への掲示
- 5 地元紙及び全国紙3紙への謝罪文の掲載
- 6 A2組合員に対する再雇用拒否の撤回
- 7 A2組合員に対して令和7年3月31日をもって雇止めを行った行為の撤回
- 8 A2組合員に対する令和7年4月1日以降の継続雇用
- 9 雇止め日から雇用再開までの期間の賃金支払い

第3 当委員会が認定した事実

1 当事者

(1) 組合は、肩書地に事務所を置き、主として高知県に居住する労働者を対象とした個人加盟方式の労働組合であり、申立時点における組合員数は192名で、YにはA2組合員以外に在籍していた者はいなかった。

(2) Yは、肩書地において、高知県C内におけるDを目的とする非営利法人で、令和6年3月時点の従業員数は、約30名であった。

2 組合とYとの従前の労使関係

組合は、Yが、業務外の閲覧の疑いがあることを理由に、A2組合員に対し、インターネット閲覧に関する業務命令を行ったこと、業務命令違反を理由に複数回懲戒処分を行ったこと、Yが団体交渉申し入れ書等の直接の書類送付をやめるよう求めて組合に書面を返

送したこと及びY内の電子掲示板にA 2組合員・組合が不法行為を行っているような文書を掲示した行為等が不当労働行為であるとして、Yを被申立人として、令和5年3月6日付けで、当委員会に救済を申し立てた(令和5年(不)第1号事件)。

当委員会は、令和6年7月4日付けで、団体交渉拒否が法第7条第2号、Yが事務所内に掲示した職員に向けた文書が法第7条第3号の不当労働行為に該当する旨を判断し、その他に係る申立てを棄却した。

組合はこれを不服として中央労働委員会に再審査を申し立て、本件救済申立て終結時現在、中央労働委員会に係属中である。

3 本件救済申立てに至るまでの経緯(申立てに係る事実のみ記載)

- (1) 昭和63年5月14日、A 2組合員は、Yに採用され、以降、主にEの業務に従事している。
- (2) 令和4年11月11日頃、A 2組合員は、組合に加入し、同月16日、組合はYに対し、A 2組合員が組合に加入したことを通告した。
- (3) 令和5年9月14日、B 3部長はA 2組合員に対し、Y内の電子メールにより、インターネット閲覧記録の確認をすること及び業務が多忙で閲覧確認ができない場合は、30分単位で記載した日報を提出することを内容とする業務命令(「本件業務命令」には含まれない。)を行った。
- (4) 令和5年9月15日付けで、組合はA 2組合員と連名で事務局長B 4(以下「B 4事務局長」という。)及びB 3部長に対し、A 2組合員に業務命令の履行を求めたことへの対応・回答として「2023年8月1日付B 3総務企画部長からのJ-mottoダイレクトメールへの回答」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (5) 令和5年9月15日付けで、組合はYに対し、「団体交渉申し入れ書」及び「賃金改定要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (6) 令和5年9月18日付けで、組合はA 2組合員と連名でB 4事務局長及びB 3部長に対し、「2023年9月15日付書面「2023年8月1日付B 3総務企画部長からのJ-mottoダイレクトメールへの回答」の誤字修正通知」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (7) 令和5年9月21日、B 3部長はA 2組合員に対し、Y内の電子メールにより、インターネット閲覧記録の確認をすること及び業務が多忙で閲覧確認ができない場合は、30分単位で記載した日報を提出することを内容とする本件業務命令を行った。
- (8) 令和5年9月22日付けで、組合はA 2組合員と連名でB 4事務局長及びB 3部長に対し、本件業務命令は義務的団体交渉事項である旨及び早急の団体交渉を要求する旨の「2023年9月21日付B 3総務企画部長からのJ-mottoダイレクトメールへの回答」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (9) 令和5年9月22日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、A 2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ並びに個別面談等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同年10月6日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」及び「賃金改定要求書」(令和5年度分)を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (10) 令和5年10月6日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、A 2組合員の身分、労

働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談並びに年末一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月20日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。

- (11) A2組合員は、経営支援2課長兼3課長B5(以下「B5課長」という。)から令和5年度個人行動計画シートの提出を求められていたため、令和5年10月17日、B5課長に対し、Y内の電子メールにより「令和5年度個人行動計画シート」を提出した。
- (12) 令和5年10月19日付けで、組合とA2組合員は連名でB5課長に対し、面談内容について、身分・労働条件に関わる件及び面談内容を勤務査定で考慮しないこと等を求める「2023年10月19日付B5経営支援2、3課長からのJ-mottoダイレクトメールへの回答」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。また、同月20日にも同書面をB5課長に直接手渡したが、B5課長は一度受け取った後、未開封で返却した。
- (13) 令和5年10月19日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談並びに年末一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月1日(第3の3(14)の書面により、同年11月1日に修正)に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (14) 令和5年10月20日付けで、組合はYに対し、「2023年10月19日付「団体交渉申し入れ書」の修正」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (15) 令和5年11月2日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談並びに年末一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月17日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (16) 令和5年11月16日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談並びに年末一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同年12月1日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (17) 令和5年11月29日、B3部長はA2組合員に対し、Yの懲戒委員長名の「当所懲戒委員会への出席について」という書面をY内の電子メールにより送付した。当該書面には、インターネットの私的利用、インターネット閲覧記録確認及び日報提出の懈怠、業務面談拒否及び長時間の業務懈怠を理由に、懲戒委員会を同年12月26日午前11時から開催し、弁明の機会を与えるので、出席の有無を同月4日までにB4事務局長に提出するよう求めるが、出席せずに弁明書を提出することも可能な旨が記載されていた。
同時に、B3部長はA2組合員に対し、Y内の電子メールにより、インターネット閲覧記録の確認をすること及び日報を提出することを内容とする本件業務命令を行った。
- (18) 令和5年12月1日付けで、組合はA2組合員と連名でB4事務局長及びB3部長に対し、懲戒委員会の開催中止及び早急の団体交渉を要求する旨並びに懲戒委員会開催事

- 由に対する回答を記載した「令和5年11月29日付書面「当所懲戒委員会への出席について」の参加諾否への回答書」を郵送した。
- (19) 令和5年12月1日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談並びに年末一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月26日に行うこと並びに懲戒委員会の開催中止を求める「令和5年11月29日付書面「当所懲戒委員会への出席について」への抗議および回答、団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (20) 令和5年12月6日、Yは、Y内の電子掲示板に令和5年度の賃上げの掲示を行った。
- (21) 令和5年12月8日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談並びに年末一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月26日に行うこと並びに懲戒委員会の開催中止を求める「再度の令和5年11月29日付書面「当所懲戒委員会への出席について」への抗議および回答、団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (22) 令和5年12月8日付けで、組合はA2組合員と連名でB4事務局長及びB3部長に対し、本件業務命令は義務的団体交渉事項のため、回答は団体交渉で行う旨及び早急の団体交渉を要求する旨の「2023年9月21日付B3総務企画部長からのJ-mottoダイレクトメールへの回答」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (23) 令和5年12月15日、Yは従業員に対し、年末一時金を支給した。
- (24) 令和5年12月26日、組合はYを訪問し、同日付けのYに対する、懲戒委員会の開催、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談並びに年末一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で令和6年1月12日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度分)、「2023年年末一時金要求書」及びYの懲戒委員長に対する懲戒委員会の開催中止及び早急の団体交渉を要求する旨の「2023年12月26日「当所懲戒委員会」への抗議」をB4事務局長に手交した。B4事務局長は、「2023年12月26日「当所懲戒委員会」への抗議」は受け取り、それ以外の書面については受取を拒否した。
- (25) 令和5年12月27日付けで、組合はYに対し、懲戒委員会の開催、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談並びに年末一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で令和6年1月12日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (26) 令和6年1月16日付けで、組合はYに対し、懲戒委員会の開催、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談並びに年末一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月26日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (27) 令和6年1月29日付けで、組合はYに対し、懲戒委員会の開催、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金並びに継続雇用等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同年2月16日に行うこと

- を求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度及び6年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を、また、A2組合員との連名で、「退職金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (28) 令和6年1月29日付けで、組合はA2組合員と連名でB4事務局長に対し、「継続雇用(60歳定年後の再雇用)の申請書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (29) 令和6年2月6日、総務企画副部長B6(以下「B6副部長」という。)はA2組合員に対し、Y内の電子メールにより、令和5年度の個人行動計画の結果と自己考課を所属長に提出するよう求め、最終考課結果に基づき3月中に所属長からフィードバックミーティングが行われることを伝えた。
- (30) 令和6年2月13日付けで、組合はA2組合員と連名でB5課長に対し、令和5年度の個人行動計画の結果と自己考課の提出を基にする個人面談は団体交渉事項であるので、団体交渉で行うこと等を求める旨の「2024年2月6日付B6総務企画副部長からのJ-mottoダイレクトメールへの回答」を郵送した。
- (31) 令和6年2月13日付けで、A2組合員はB4事務局長に対し、「継続雇用(60歳定年後の再雇用)の申請書」を郵送した。
- (32) 令和6年2月13日付けで、組合はYに対し、懲戒委員会の開催、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金並びに継続雇用等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同年3月1日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度及び6年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を、また、A2組合員と連名で、「退職金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (33) 令和6年2月16日、A2組合員はB5課長に対し、Y内の電子メールにより、所属長からのフィードバックミーティングについて団体交渉での対応を求めた。これに対して、同月21日、B5課長はA2組合員に対し、団体交渉を求めるのであればY代理人を通じて申し入れを行うよう求める旨及び面接拒否は業務命令に反する旨を返信した。
- (34) 令和6年2月23日付けで、組合はA2組合員と連名でB5課長に対し、令和5年度の個人行動計画の結果と自己考課の提出を基にする個人面談は団体交渉事項であるので、団体交渉で行うこと等を求める旨の「2024年2月21日付B5経営支援2、3課長からのJ-mottoダイレクトメールへの回答」を郵送した。
- (35) 令和6年2月26日、B3部長はA2組合員に対し、同日付けのYの懲戒委員長名の「当所懲戒委員会への出席について」という書面を手交した。当該書面には、インターネットの私的利用、インターネット閲覧記録確認及び日報提出の懈怠、業務面談拒否及び長時間の業務懈怠を理由に、懲戒委員会を同年3月5日午後1時5分から開催し、弁明の機会を与えるので、出席の有無を同年2月28日までにB4事務局長に提出するよう求めるが、出席せずに弁明書を提出することも可能な旨が記載されていた。
- (36) 令和6年2月26日付けで、組合はYの懲戒委員長に対し、懲戒委員会開催の中止及び早急の団体交渉を要求する旨の「2024年3月5日「当所懲戒委員会」への抗議」を、また、A2組合員と連名でB4事務局長及びB3部長に対し、懲戒委員会の開催中止及び早急の団体交渉を要求する旨並びに懲戒委員会開催事由に対する回答を記載した「令和6年12月26日付書面「当所懲戒委員会への出席について」の参加諾否への回答書」を郵送した。

- (37) 令和6年3月5日、組合はYを訪問し、同日付けのYの懲戒委員長に対する、懲戒委員会開催の中止及び早急の団体交渉を要求する旨の「2024年3月5日「当所懲戒委員会」への抗議」を手交したが、Yは、受取を拒否した。
- (38) 令和6年3月5日、組合はYを訪問し、同日付けのYに対する、懲戒委員会の開催、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金並びに継続雇用等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月15日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」（令和5年度及び6年度分）及び「2023年年末一時金要求書」を、また、A2組合員と連名で、「退職金要求書」を手交したが、Yは、受取を拒否した。
- (39) 令和6年3月5日、組合はYを訪問し、A2組合員と連名で、B4事務局長に対し、同日付けの「継続雇用(60歳定年後の再雇用)の申請書」を手交し、Yはこれを受け取った。
- (40) 令和6年3月5日、YはA2組合員に対し、懲戒委員会を開催した上で、インターネット閲覧記録の確認と日報の提出が履行されていないこと、インターネット不正閲覧及び課長との面談拒否等役付者として社会的に反する行為を繰り返し行ったことが、Y就業規程(以下「就業規程」という。)第42条及び第43条第3号に違反し、当該行為が就業規程第79条第8号、第80条第2号、第14号及び第16号に該当するとして、本件懲戒処分を行い、速やかな始末書の提出を命じるとともに、日報を提出することを命じた。
- なお、就業規程第42条では、職員はYの使命を体し、法令、定款、その他諸規程を遵守し、かつ上司の指揮命令に従い、誠実勤勉を旨とし、その職務に精励しなければならないと定められており、就業規程第43条第3号では、Yの職員が守らなければならない事項として、能力向上と工夫改善に努め、業務を確実に、迅速に行うことが定められている。また、就業規程第79条第8号では、けん責及び訓戒の事由として、許可なく職務以外の目的で、Yの設備、車両、機器等を使用したり、インターネット等を私的に利用したとき、就業規程第80条第2号、第14号及び第16号では、減給、出勤停止、昇給停止及び降格の事由として、申請書、届出書、報告書等の届出を怠り、又は偽ったとき、役付者としての職務を怠ったため職場の秩序を乱したとき、その他、前各号に準ずる程度の行為があったときが定められている。
- (41) 令和6年3月6日付けで、組合はYの懲戒委員長に対し、本件懲戒処分を行ったこと等に抗議し、本件懲戒処分の撤回及び早急の団体交渉を要求する旨の「2024年3月5日A2組合員への「懲戒処分」への抗議」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (42) 令和6年3月6日付けで、組合はYに対し、本件懲戒処分を行ったこと等に抗議し、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金並びに継続雇用等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月15日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」（令和5年度及び6年度分）及び「2023年年末一時金要求書」、また、A2組合員と連名で、「退職金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (43) 令和6年3月12日付けで、YはA2組合員の自宅に、継続雇用申請書(第3の3(31)及び(39))を受け取った旨並びに正式な回答についてはY職員再雇用規程(以下「再雇用規程」という。)及び就業規程等に照らした上で協議し決定する旨を記載した「継続雇用の申請書」を郵送した。

- (44) 令和6年3月15日付けで、組合はYに対し、本件懲戒処分、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金並びに継続雇用等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月29日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度及び6年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を、また、A2組合員と連名で、「退職金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (45) 令和6年3月15日付けで、組合はA2組合員と連名で、B4事務局長に対し、本件懲戒処分の撤回及び早急の団体交渉を要求し、A2組合員への直接の指示及び接触を禁ずる旨も記載された「報告書」を送付した。
- (46) 令和6年3月19日、組合は当委員会に本件救済申立てを行った。

4 本件救済申立て後の経緯

- (1) 令和6年4月2日付けで、組合はA2組合員と連名で、B5課長に対し、個人面談は団体交渉で行うこと、面談が業務遂行上の打ち合わせであるなら、面談の内容が身分・労働条件に関わるものでないこと及び面談内容を勤務査定で考慮しないこと等を求める旨の「2024年3月29日、B5経営支援2、3課長からの「フィードバックの面談」への回答」を提出した。
- (2) 令和6年4月2日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金並びに継続雇用等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月19日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度及び6年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を、また、A2組合員と連名で、「退職金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (3) 令和6年4月22日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金並びに継続雇用等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同年5月10日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度及び6年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を、また、A2組合員と連名で、「退職金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (4) 令和6年5月13日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金並びに継続雇用等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月30日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度及び6年度分)及び「2023年年末一時金要求書」を、また、A2組合員と連名で、「退職金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。
- (5) 令和6年5月13日付けで、組合はA2組合員と連名で、B5課長に対し、個人面談は団体交渉で行うこと、面談が業務遂行上の打ち合わせであるなら、面談の内容が身分・労働条件に関わるものでないこと及び面談内容を勤務査定で考慮しないこと等を求める旨の「2024年4月30日、B5経営支援2、3課長からの個人行動計画に伴う「個別面談」への回答」を提出した。
- (6) 令和6年5月30日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、本件懲戒処分、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金並びに

継続雇用等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同年6月14日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。

(7) 令和6年6月18日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、本件懲戒処分、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金、継続雇用並びに夏季一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同年7月5日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」及び「2024年 夏季一時金要求書」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。

(8) 令和6年7月4日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、本件懲戒処分、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金、継続雇用並びに夏季一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月19日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「2024年 夏季一時金要求書」及び「2024年6月18日付書面「2024年 夏季一時金要求書」の誤字修正」を郵送したが、Yが郵便物の受取拒絶の手続をしたため、組合に返送された。

(9) 令和6年8月8日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、本件懲戒処分、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金、継続雇用並びに夏季一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同月23日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」、「賃金改定要求書」(令和5年度及び6年度分)、「2023年年末一時金要求書」及び「2024年 夏季一時金要求書」を郵送した。

また、同日付けで、組合はA2組合員と連名で、Yに対し、「退職金要求書」を、また、B4事務局長に対し、「継続雇用(60歳定年後の再雇用)の申請書」を郵送した。

(10) 令和6年8月19日付けで、代理人弁護士は組合に対し、次の内容をファクシミリにより送信した。

ア 組合指定の日時は都合が悪いこと。

イ 団体交渉に応じる姿勢には変わりがないので、日程調整を行った上で開催希望日を知らせること。

(11) 令和6年8月23日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、本件懲戒処分、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金、継続雇用並びに夏季一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同年9月13日又は同月20日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」を郵送した。

(12) 令和6年9月2日付けで、代理人弁護士は組合に対し、次の内容をファクシミリにより送信した。

ア 組合指定の日時は都合が悪いこと。

イ 候補日を提示するので回答を求めること。

ウ 場所はYが選定し、有料の会場となった場合はYが全額負担すること。

(13) 令和6年9月6日付けで、組合はYに対し、本件業務命令、本件懲戒処分、A2組合員の身分、労働条件等、人事査定及び賃上げ、個別面談、年末一時金、退職金、継続雇用並びに夏季一時金等を議題とする団体交渉をYの事務所内会議室で同年10月15日に行うことを求める「団体交渉申し入れ書」を郵送した。

(14) 令和6年9月20日付けで、代理人弁護士は組合に対し、次の内容をファクシミリにより送信した。

ア 団体交渉の日時及び場所

- イ 会場費はYが負担すること。
- ウ 議題は義務的団体交渉事項に該当する内容とすること。
- (15) 令和6年9月24日付けで、組合はYに対し、同年10月15日に団体交渉を行うことを了承する旨を記載した「団体交渉についてのお知らせ」をファクシミリにより送信及び郵送した。
- (16) 令和6年9月27日付けで、YはA2組合員に対し、再雇用規程及び就業規程等に基づき協議の上、A2組合員の再雇用申請を受諾しないことを決定した旨を記載した「再雇用申請に対する回答」を郵送した。
- (17) 令和6年10月15日、本件救済申立て後初めての団体交渉が行われ、その概要は、次のとおりであった。
 - ア 組合側は組合長A1ら及びA2組合員が、Y側はB4事務局長、B3部長、B5課長、代理人弁護士及び社会保険労務士らが出席した。
 - イ Yは、A2組合員の再雇用拒否理由について、主に組合側参加者の人事考課等に関する質問に答える形で説明を行った。
 - ウ 組合は、令和5年(不)第1号事件で不当労働行為と認定された行為及び団体交渉拒否についての謝罪や、再雇用拒否等について具体的・客観的な理由を示すことを求めた。
 - エ ことの発端であるインターネット不正閲覧についての話し合いを求めるYと、再雇用拒否の撤回等を求める組合との議論は平行線をたどり、次回団体交渉の日時を決めて終了した。
- (18) 令和6年10月29日、組合は当委員会に、本件救済申立てに係る再雇用拒否の撤回を内容とする、救済事項及び申立事実の追加の申立てを行った。
- (19) 令和6年11月19日、本件救済申立て後2回目の団体交渉が行われた。
- (20) 令和7年3月31日をもって、YとA2組合員との雇用関係が終了した。
- (21) 令和7年4月1日、組合は新たに当委員会に令和7年(不)第2号事件の救済申立てを行った。

第4 当委員会の判断

本件における争点は、次のとおりである。

(1) 争点①

次に掲げるYの行為が、労働組合の組合員であることや正当な行為をしたことなどの故をもって行われた不利益な取扱い(法第7条第1号)に該当するか。

ア 本件業務命令及び本件懲戒処分

イ 第3の3(4)、(8)、(12)、(22)、(28)、(37)及び(41)に掲げるA2組合員と組合との連名の計6通のYに対する書面及び組合からの計2通のYに対する書面の受取拒否や受取拒絶

ウ 第3の3(35)に掲げる書面の手交及び証人尋問当日に懲戒委員会を開催した行為

エ 団体交渉を経ずに行った賃金改定の通告及び年末一時金の支給

オ 第3の4(16)に掲げる書面による再雇用拒否及び令和7年3月31日をもってA2組合員に対して雇止めをした行為

(2) 争点②

第3の3(5)、(9)、(10)、(13)、(15)、(16)、(19)、(21)、(24)から(27)まで、

(32)、(38)、(42)、(44)並びに第3の4(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる計22通の組合からの団体交渉の申入れに係る書面について、Yが組合に対して、Yの代理人弁護士に送付するよう求め、組合がYに直接送付したものであることを理由に受取拒否等をしたYの行為が、正当な理由のない団体交渉の拒否(法第7条第2号)に該当するか。

(3) 争点③

次に掲げるYの行為が、組合を職場から排除し、弱体化させる行為等であり、使用者との対等な交渉主体であるために必要な労働組合の自主性、独立性、団結力、組織力を損なう行為(法第7条第3号)に該当するか。

ア 第3の3(4)から(6)まで、(8)から(10)まで、(12)から(16)まで、(19)、(21)、(22)、(24)から(28)まで、(32)、(37)、(38)、(41)及び(42)に掲げる次の書面等の受取拒否や受取拒絶

(ア) 組合からの計52通のYに対する団体交渉の申入れに係る書面等

(イ) A2組合員と組合との連名の計7通のYに対する回答等

イ 本件懲戒処分

ウ 団体交渉を経ずに行った賃金改定通告及び年末一時金の支給

エ 第3の4(16)に掲げる書面による再雇用拒否及び令和7年3月31日をもってA2組合員に対して雇止めをした行為

(4) 争点④

次に掲げるYの行為が、不当労働行為の救済申立事件に関与したこと等を理由とする不利益な取扱い(法第7条第4号)に該当するか。

ア 証人尋問当日に懲戒委員会を開催した行為

イ 補佐人参加に関して組合員とYの職員との間で異なる取扱いをした行為

ウ 第3の4(16)に掲げる書面による再雇用拒否及び令和7年3月31日をもってA2組合員に対して雇止めをした行為

1 争点①について

(1) 当事者の主張

ア 組合の主張

(ア) 内容の合理性・正当性がなければ、業務命令とすればすべて従わなければならないものではないことは言うまでもない。

組合は、すべての業務命令に労働組合を通じて出すような要求はしておらず、本件の身分・労働条件にかかわる、労働者にとって最も重要な件に対し、労働組合を通じて話すように要求し、団体交渉を申し入れしている。

懲戒事由についてYは、A2組合員に対して業務命令に従うよう要求したが、Yの合計20回の命令を無視したと主張するが、組合とA2組合員は、Yが主張するすべての命令に、その都度、誠実に回答しており、命令を無視したことなど一切ない。

また、就業規程上、インターネット不正閲覧について懲戒処分を行うにあたり、「業務以外の目的で閲覧」かつ「内容がわいせつな画像等、公序良俗に反する」を同時に満たさなければ「懲戒処分」はできないと解釈される。しかし、この件について、Yは一つも立証しておらず、懲戒事由なき不当懲戒処分であり、無効であ

る。

Yはこれまでに同一案件にて3度の懲戒処分を行い、さらに令和6年3月5日に同一案件4度目(本件救済申立て以降は1回目。)の懲戒処分を行っている。これは、明確に同一案件での重複した懲戒処分であり、二重処罰の禁止に違反し、懲戒権の濫用となり無効であり不当懲戒処分である。

Yが「懲戒処分」という労働者にとって苛烈で深刻な不利益取扱いとなる対応をとるに至ったのは、本件業務命令について労働組合・組合員が団体交渉等の申し入れ等を重ねて求め、労働組合を通じて本件事件の解決を求めていたからに他ならない。労働組合、労働組合組合員であることの「故に」これらの苛烈で深刻な行為が行われたことは、疑いようのないことである。

(イ) 郵送・提出した書面が、「受取拒絶」と貼紙をしてY印を押印し未開封返却され、直接手渡した書面もその中身を見ることなく受取りを拒否された。

A2組合員の業務命令への回答や申請手続きであるにもかかわらず、組合の名が入っていることを理由にYが労働組合員を忌避・拒絶する強固な意志が示されていた。

A2組合員はなんら瑕疵のない手続きで出しているのであり、Y弁護士を通じなければならぬ法的根拠は一切ない。

(ウ) B3部長は、義務的団体交渉事項であるにもかかわらず、かつ、高知県労働委員会にYの行為に関して令和5年(不)第1号事件を提出しているにも関わらず、A2組合員に令和6年2月26日付け「当所懲戒委員会への出席について」(第3の3(35))を具体的説明をせず手交し、懲戒委員会開催日時を令和5年(不)第1号事件でA2組合員が証人尋問に立つ僅か3時間前の時刻にした。

Yは、懲戒委員会開催及び懲戒処分をそれぞれ第1回調査期日及び証人尋問のわずか3時間前及び2時間前に行った件に関して、懲戒委員会委員の日程は都合上、偶然の産物かのように、もっともらしく理由を述べている。また、「懲戒対象者の弁明を与える期間を確保する必要もあり」と、さももっともらしい主張をしているが、昨年と同様な期間に行われた懲戒委員会通告から開催・懲戒処分において、そのような考慮はされていない。

審議・証人尋問が行われる直前に同様案件にて4度目(本件救済申立て以降は1回目。)の懲戒処分を尋問直前に行ったことは、A2組合員への報復的・恫喝的な不利益取扱いであることは疑いようのない事実である。

(エ) 労働者の賃金についての身分・労働条件問題は、最も大事な問題の一つであり、紛れもなく法で定められた「義務的団体交渉事項」である。Yが、この「義務的団体交渉事項」について約1年10か月にわたり連続団体交渉拒否を行い、本来交渉を経て、決定支払いを行うものを、交渉拒否(不法・違法行為)を実行しながら一方的に不十分な一時金支払いや不十分な賃上げ・支払いを行ったことは、失って二度と戻らない時間的損失、その間の労働者の精神的損失等の差別的取扱いである。

賃上げについて、Yは他の職員(非組合員)同様の基準での引き上げをしたと主張するが、この基準の中に、使用者の評価つまり恣意的要素をはらんだものが含まれる。全職員一律や勤務年数、年齢、勤怠等だれが見ても客観的に数値化し比較できる事実等以外で労働組合と非組合員とで違いがある場合は当然、法第7条第1号に抵触する。

(オ) A2組合員が提出した申請は、回答されるまでに、9か月も要している。そのさなかに、一度も団体交渉に応じることもなく、事実上の懲戒解雇通告となる継続雇用(再雇用)拒否をしたことは、A2組合員に対する不利益取扱いである。

再雇用拒否の書面の中で、拒否理由の一つとなったA2組合員の人事考課について、令和5年度の人事評価については、人事評価の問題も含めた義務的団体交渉を幾度も連続拒否し、その件が令和5年(不)第1号事件にて申立てされていることを認識しつつ5段階評価の内、最低の評価となるE判定を付与している。

Yは令和7年3月31日をもって、法的雇用義務が発生する60歳定年後のA2組合員の継続雇用(再雇用)の拒否をし、不当な雇止め(解雇)を行った。

Yが「雇止め」という労働者にとって苛烈で深刻な不利益取扱いとなる対応をとるに至ったのは、A2組合員が本件業務命令について労働組合・組合員が団体交渉等の申し入れ等を重ねて求め、労働組合を通じて本件事件の解決を求めているからにはほかならない。労働組合、労働組合 組合員であることの「故に」これらの苛烈で深刻な行為が行われたことは、疑いようのないことである。

イ Yの主張

(ア) 申立人の主旨は、団体交渉中のためA2組合員に対してYが業務命令を行うことが不当との意見と解釈したが、もしそのような解釈が認められれば、団体交渉中は適切な業務命令が一切できないこととなり、業務に支障が生じる。Yは、規程に従い適切に対応している。

懲戒処分は、A2組合員が業務命令に従わないことから、Yの就業規程並びに服務規律に抵触しているとして、就業規程に定められた懲戒委員会で決議された懲戒処分「訓戒・減給・出勤停止」の辞令発出である。

懲戒事由のいずれも就業規程の規定に該当するため、10日間の出勤停止処分とした。Yの規程では最大3か月の出勤停止処分を科せることとなっており、妥当な処分であったと考えている。また、懲戒処分の相当性については、社会的常識に照らして過度の懲戒処分を与えたとは認識していない。

Yは就業規程のわいせつに関する条項に抵触したから、懲戒処分を与えたとは、これまで一言も申し上げていない。

懲戒処分後にあらためて「始末書の提出やインターネット閲覧確認作業」を命令するも、これに従わない行為が依然として続いている状況であるうえ、「けん責および訓戒」及び「減給、出勤停止等」の懲戒処分事由は、就業規程に明記されており、その条項に抵触しているから該当する処分を与えたものであり、就業規程に則った処分である。

(イ) 「受取拒絶」の記載は、郵便局のホームページに記載されている方法に従った。

Yとしては、当然、A2組合員が提出する書類を受取拒否することはない。実際は、労働組合員として、労働組合の封筒に入れて直接渡そうとしたのが事実である。組合活動としての文書であれば、Y委任弁護士を通じるよう要請する。

(ウ) Yは、手交した文書に、懲戒委員会の開催理由3点を記載していたため、A2組合員が開催理由を理解できないことはない。

Yの事務局としても、懲戒委員会と高知県労働委員会の開催日が分かれていることがスケジュール的に望ましかった。しかし、懲戒委員会の委員である多忙なB7

4名と専務理事の合計5名の日程を調整した結果、唯一調整できた日時で開催したのが事実である。そもそも、令和5年12月26日に開催する予定であったが、もともと1名欠席予定であったところ更に1名の欠席により要件を満たせなくなったため延期したことが原因である。日程調整は、懲戒対象者の弁明を与える期間を確保する必要もあり、また、懲戒対象者が小規模事業者の決算申告業務を行っているため、業務に影響を与えない日を調整する必要があるため令和6年3月4日から同月14日の2週間で調整し、その中で唯一日程調整できたのが3月5日であった。

懲戒委員会では、出勤停止10日間の重い処分が下された。出勤停止期間に他の職員が代わって業務を実施する必要があるため、速やかに懲戒処分を言い渡した。結果的に証人尋問が開催される「3時間前」になった。多忙なB7と専務理事の日程を意図的に調整することは不可能であり、偶然重なっただけで恣意的な意図は全くなく、また、できるはずがない。

(エ) Yの賃上げや一時金の支給については、高知県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告(令和5年10月13日付で高知県のホームページに掲載)」に準じている。従業員30人程度のYは、3,000名(知事部局)を超える職員がいる県の勧告に準じて賃上げと一時金の支給月数を決めている。

今回の県の改定は、若年層が在職する号級に重点を置いて改定された。結果、Yにおいては、月額1,000円の引き上げはA2組合員を含めて6名いた。恣意的にA2組合員だけをベースアップ1,000円にしているわけではない。

令和6年10月17日と同年11月19日に、賃上げや年末一時金に関する団体交渉を行ったが、双方の主張が終始食い違い妥結するには至らなかった。

(オ) A2組合員の再雇用申請への回答までの期間が9か月間であったかどうかは、Yとしては分からないが、再雇用の募集時期については、再雇用規程のとおり、定年退職予定日の6か月前までに事務局長に申し出ることとしている。今回、A2組合員からの再雇用申請については、一般的な職員と比較して早い意思表示であった。

Yとしては、A2組合員からの「継続雇用の申請書」に対して、解雇基準に該当せず、職務を全うしているか否かを見定める定年6か月前を再雇用の期限とし、再雇用可否の最終判断を行った。再雇用を拒否する回答を行った時期については、これまでの職員と変わらない定年6か月前であった。最終的な判断については、解雇基準に該当するのか、又はそれに準ずる事由があるのかを第一義として組織決定したものであり、決して不利益扱いではない。

再雇用申請に対する受諾拒否は、特段の事情があり、客観的且つ社会通念上に照らしても正当な判断である。

(2) 当委員会の判断

ア 争点①アについて

(ア) 本件懲戒処分が組合員に対して行われたもので、労働者に対して不利益をもたらすものであることは明らかである。そのため、本件懲戒処分が組合員であることの故をもってなされたものといえるかが、もっぱら問題となる。懲戒処分の有効性は判断の対象ではないが、Yの行った本件業務命令及び本件懲戒処分が、就業規則の基準に該当しなかったり、他の職員らに対する処分の有無や内容と比較して均衡

を欠く等、不合理なものである場合には、その事実から、不当労働行為意思があったことを推認できる。そのため、本件業務命令及び本件懲戒処分の合理性について検討する。

(イ) 本件懲戒処分は、A 2 組合員が業務命令に違反したこと及び業務中に業務と関係のないインターネット閲覧を行ったことを理由として行われた。

使用者は、労働者が労働契約によって労働力の処分権を使用者に委ねることにより、労働者の労働義務の遂行について指揮命令する労務指揮権を取得し、また、労務の指揮それ自体にとどまらず、業務の遂行全般について労働者に対して必要な指示・命令を発する業務命令権を有する。

この業務命令が就業規則の合理的な規定に基づく相当な命令である限り、労働者はその命令に従う義務を有する。

(ウ) 本件業務命令はA 2 組合員が業務中に、業務と関係のないと思われるインターネット閲覧をしていることが発覚したため、就業規程第43条第3号、第19号及び第21号に違反する可能性があるとして、就業規程第42条に基づき発せられたものと認められる。

その内容は、閲覧記録を業務か業務外かに分けること、30分単位で記載した日報を提出すること等であるが、不合理性や不相当性は認められない。

(エ) 業務命令も基本的には義務的団体交渉事項となるが、義務的団体交渉事項として団体交渉中であるからといって、業務命令に従う義務がなくなるものではない。

そのため、業務中に業務と関係のないインターネット閲覧を行ったこと、団体交渉中であることを理由にA 2 組合員が本件業務命令に従わなかったこと、業務上の面談を拒否したこと及び役付者にもかかわらず長時間業務を怠ったことは、就業規程第79条本文の「職員が次の各号の一に該当するときは、けん責または訓戒処分とする」及び同条第8号の「許可なく職務以外の目的で、(略)インターネット等を私的に利用したとき」の規定並びに第80条本文の「職員が次の各号の一に該当するときは、減給、停職、昇給停止または降格処分とする」、同条第2号の「申請書、届出書、報告書等の届出を怠り、または偽ったとき」、同条第14号の「役付者としての職務を怠ったため職場の秩序を乱したとき」及び同条第16号の「その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき」の規定から懲戒処分事由になり得るのであって、本件懲戒処分は不合理であるとは認められず、不当労働行為意思があったことを裏付ける事情があるとはいえない。

また、その他に組合員であること等の故をもって行われたと判断し得るような事実は認められない。

イ 争点①イについて

組合からのYに対する書面の受取拒否等については、再三にわたってYが代理人弁護士に送付するよう組合に求めたにもかかわらず、組合がYに直接送付したため受取拒否等をするようになり、それでも組合がかたくなにYに直接送付し続けたという事情が認められる。また、A 2 組合員からのYに対する書面の受取拒否等についても、上記のような経緯があるなかで、書面が組合及び組合員の連名となっており、そもそも封筒の表の差出人部分も同様に連名であったために、組合からの書面と同様に未開封での受取拒否等がされた事情が認められる。Yの求めに応じて代理人弁護士を通じれば書面の受取拒否等はされないのであるから、不利益取扱いには当たらない。

ウ 争点①ウについて

- (ア) 書面は、懲戒委員会の開催及び組合員に弁明の機会を与える旨を通知するものである。組合は、Yが懲戒委員会への出席について具体的な説明を行わずに組合員に書面を手交したと主張するが、就業規程に懲戒委員会開催を通知する際に併せて労働者に対する口頭説明を行う旨は規定されておらず、Yと組合との間にそのような労働協約が締結されたという事情も見受けられない。また、懲戒委員会の開催理由については、手交された書面の「開催理由」の項に就業規程の根拠条文及び該当する組合員の行為を列挙して記載されており、書面を読めば懲戒委員会が開催される理由は理解できる。その他にA2組合員に対する弁明の機会が妨げられたと認められる事情もないため、書面手交時に重ねて口頭での説明をしなかったとしても不利益は生じない。
- (イ) 懲戒委員会の開催日については、一度は日程が決まっていたものの、委員の体調不良等により2名が欠席となったため延期された。再調整の結果、懲戒委員会の開催日が証人尋問と同日となったことについて、組合は、組合員の証人尋問出頭を意図して決定したと主張するが、懲戒委員会の開催日の決定には合理的理由があるものと認められる。また、証人尋問の実施時間と懲戒委員会の開催時間は重複しておらず、A2組合員の証人尋問への参加が妨げられた等の事情も認められない。よって、不利益取扱いには当たらない。

エ 争点①エについて

Yの賃金改定等は、高知県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に準じて行われているものと認められるところ、令和5年度の「職員の給与等に関する報告及び勧告」では、若年層が在職する号級に重点を置いて改定し、その他は1,000円以上引き上げることを基本に改定されている。

Yはこの勧告に準じて改定を行い、結果として定年間近のA2組合員のベースアップ額は1,000円であったが、Yにはベースアップ額がA2組合員と同額の職員も存在しており、A2組合員に対する不平等な取扱いや、組合の主張する使用者の恣意的要素があるとは認められない。

また、その他に組合員であること等の故をもって行われたと判断し得るような事実は認められない。

オ 争点①オについて

- (ア) 再雇用規程第2条に、就業規程に定める解雇事由に該当しない者については再雇用する旨の規定がある。

Yは、A2組合員の不正閲覧記録確認等の業務命令違反、インターネット不正閲覧、人事考課及び複数回懲戒処分に処されたことが、就業規程第61条の解雇事由に該当するため、再雇用申請を受諾しない旨主張している。

Yの主張する解雇事由が、明らかに不合理なものであれば、不当労働行為意思を推認させるものであるといえるため、この点について検討する。

- (イ) YがA2組合員に対して行った業務命令及び懲戒処分については、上記アに記載のとおり、一応の合理性を有しており、不当労働行為には該当しない。また、人事考課について、組合は令和5年(不)第1号事件の申立てがされたことを認識しつつ5段階評価の内最低評価であるE評価をしたと主張するが、A2組合員が組合に加入する前にも令和元年度にはD評価、2年度にはE評価、3年度にはD評価と低

評価が続いていることから、不当労働行為救済申立てをしたことを理由に不当な評価がされたものとは認められない。

以上から、A2組合員の再雇用を拒否するとYが決定したことについては、明らかに不合理であるとは認められず、不当労働行為意思があったことを裏付ける事情があるとはいえない。

カ 以上のとおり、Yの各行為は、法第7条第1号の不当労働行為には該当しない。

2 争点②について

(1) 当事者の主張

ア 組合の主張

(ア) 返送した封書には、「受取拒絶」と書かれてY印が押された貼り紙がされていた。Yの団体交渉や組合を拒絶する強固な意思が示されていた。

また、組合が一度は受取を拒絶された「団体交渉申し入れ書」を持参した際にB4事務局長は「団体交渉を拒否します」と回答したため、持参した同日付けの「団体交渉申し入れ書」を渡そうとしたが、B4事務局長は受け取り自体を拒否し、その場で団体交渉拒否をした。

(イ) 法上における団体交渉とは、労働者側と使用者側の二者間における直接交渉が原則である。また、団体交渉の場において、組合長が「委任状」なるものを見たことをもって、法上の使用者として同意した事実は一切存在しない。Yは、団体交渉申し入れ書等の書面を直接B1等に対して送付等したことに関して不当行為と断罪しているが、組合はYに対して、なんら瑕疵のない手続きによって義務的団体交渉等の書面を法上の使用者ないしは処分可能な使用者に出している。不当行為といわれるものではなく、むしろ義務的団体交渉を幾度も連続で応じないことは、不法行為である。

(ウ) 組合は令和4年12月14日、同月21日の時点まで、Y代理人と称するB8法律事務所B9弁護士にもFAXにて同書面を送っていた。

しかし、Y自称代理人と称するB8法律事務所B9弁護士、B10弁護士との団体交渉、書面やり取りを含む対応を通じて、B8法律事務所B9弁護士そのものが、問題を解決することが目的でなく、話し合いを混乱させ、使用者の意を通させることが目的である、不誠実交渉を指南する第三者という結論に至り、Y自称代理人と称するB8法律事務所B9弁護士、B10弁護士あてにわざわざ書面を送送する必要も法的根拠もないので、今後の団体交渉申し入れ書などの書面に関して、なんら瑕疵のない手続きをもって使用者に送るようにした。

当然、「対話や解決を図る意図が見られない」等の「不誠実さ」は組合には一切ない。

イ Yの主張

(ア) 組合は令和4年12月6日開催の団体交渉の場でYの代理人弁護士の「委任状」を確認しているが、組合がYに直接封書を送りつけてくる行為について、Yは、再三代理人弁護士を通して連絡等するように組合に強く要請しているにもかかわらず無視続けており、不当行為と言わざるを得ない。

当初、Yは封書を開封し、切手を貼り文書を添えて組合に返送していた。しかし、手間や費用を考慮し、「受取拒絶」とした。なお、Yは、あくまでも代理人弁

護士を通すよう文書の受取りを拒否したものであり、拒否以前の問題として、未だに正式な団体交渉の申し出がなされていないものと理解せざるを得ない。

Yとしては、正式に代理人弁護士を通じての団体交渉申し入れには、誠実に対応する旨何度も申し上げている。

(イ) B4事務局長の発言については、Yは、再三に渡り、代理人弁護士を通じた団体交渉を依頼したが、組合が聞き入れなかったのが事実であり、組合は言葉を切り取り記載している。

(2) 当委員会の判断

組合による令和5年9月15日付け書面での申入れ以降、令和6年7月4日付け書面での申入れまでの間、団体交渉は実施されてこなかったが、同年10月15日及び同年11月19日に団体交渉が行われた。なお、それ以降組合はYに対して団体交渉の申入れをしていない。

組合から団体交渉の申入れがない以上、Yが団体交渉を拒否する余地はなく、また、Yが団体交渉申し入れを拒否したことによって生じた組合の団結権侵害の状況は既に是正されており、将来において同種の団体交渉拒否が繰り返されるおそれも認められないから、救済の利益は失われたというべきである。よって、団交応諾を命じる必要性は認められない。

3 争点③について

(1) 当事者の主張

ア 組合の主張

(ア) 手続上の瑕疵もなく、なんら法的・合理的理由なく、不当にYが組合、組合員からの書面の「受取拒否」「受取拒絶」を幾度も連続で行っていることは、個別の行為ももちろんのこと、これら「連続拒否・拒絶」自体にも新たな意味が生じ、Yが組合の職場からの排除を意図し弱体化させる行為等であり、使用者との対等な交渉主体であるために必要な「自主性、独立性、団結力、組織力」等をも損なう行為である。

(イ) 令和6年3月5日に懲戒委員会を開き、4回目(本件救済申立て以降、1回目。)の懲戒処分を行った。また、この懲戒処分は、令和5年(不)第1号事件で組合員が証人尋問に立つ、まさに直前(3時間前)狙い撃つように実施された。

これは、Yにおいて公然化している唯一の組合員であるA2組合員に対して労働組合を無視し使用者の威力を行使し、A2組合員を精神的・経済的に追い詰め、あわよくばA2組合員を自主退職に追い込む等を意図し、当労働組合を職場から排除し弱体化させる行為等である。使用者との対等な交渉主体であるために必要な「自主性、独立性、団結力、組織力」等を損なう行為である。

(ウ) 組合がなんら瑕疵のない手続きをもって義務的団体交渉申し入れを行っていたが、一切の団体交渉を拒否し、Yは一方的に賃金改定及び年末一時金の支給を行い、その後も団体交渉を拒否している。

賃金及び一時金の問題は労働者の身分・労働条件の根幹に関わる問題であり、最も大事な義務的団体交渉事項の一部である。使用者がこのことを一切無視し、賃金改定及び年末一時金の支給を一方的に行うことは、労働者の団結破壊、組合の無力

化を謀る行為そのものとなり、職場における組合活動の排除・困難につながる行為である。Yが組合を弱体化させる行為等であり、使用者との対等な交渉主体であるために必要な「自主性、独立性、団結力、組織力」等を損なう行為である。

Yの「高知県の基準・指針に則して支払った」やA2組合員の他に同額の賃上げをした職員がいるからという主張は、不当労働行為の問題の論点をそらし、本題の本質を隠蔽する主張に他ならない。

(エ) Yは令和7年3月31日をもって、A2組合員の法的雇用義務が発生する60歳定年後の継続雇用(再雇用)の拒否をし、不当な雇止め(解雇)を行った。

Yは、A2組合員の継続雇用の申請を受け取り、意思を知りながら、その件での一切の団体交渉に応じないまま「継続雇用(再雇用)拒否」の通告をしている。

令和6年10月15日及び同年11月19日に団体交渉が行われ、組合は不当であるので継続雇用(再雇用)拒否の撤回を求めたが、Yは、具体的拒否理由「雇止め(解雇)に相当理由」の立証も説明もなく撤回を拒否した。

かかる経緯から、Yは、A2組合員が労働組合に加盟し労働組合を通じて解決を進め、組合運動・活動により解決をはかり進めたことから、最終的に雇止めという苛烈な行為に及び、労働組合の労働者への影響を排除しようとしたのであり、使用者との対等な交渉主体であるために必要な「自主性、独立性、団結力、組織力」等を損なう行為である。

イ Yの主張

(ア) 組合がYに直接封書を送りつけてくる行為について、Yは、再三代理人弁護士を通して連絡等するように組合に強く要請している。

Yは、あくまでも代理人弁護士を通すよう文書の受取りを拒否したものであり、拒否以前の問題として、未だに正式な団体交渉の申し出がなされていないものと理解せざるを得ない。

Yとしては、正式に代理人弁護士を通じての団体交渉申し入れには、誠実に対応する旨何度も申し上げている。

(イ) 懲戒処分は、業務命令に従わないことから、Yの就業規程並びに服務規律に抵触しているとして、就業規程に定められた懲戒委員会で決議された懲戒処分の辞令発出である。これは、A2組合員に対して、業務命令に従うよう要求したが、Yの合計20回の命令を無視したことから、職場の秩序と業務の円滑な遂行を保つために行ったものである。

懲戒委員会の日程についても、Yとしても、懲戒委員会と高知県労働委員会の開催日が分かれていることがスケジュール的に望ましかった。しかし、懲戒委員会の委員である多忙なB74名と専務理事の合計5名の日程を調整した結果、唯一調整できた日時で開催したのが事実である。

(ウ) Yの賃上げや一時金の支給については、高知県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に準じている。高知県人事委員会は企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された92事業所を対象に調査を行い、県職員給与と民間給与との比較を行い勧告している。

Yは、県の勧告に準じて賃上げと一時金の支給月数を決めている。

Y給与規程において「職員の給料はB11人事委員会給与規則に準じ、専務理事が

定める」と規定している。そして、B11給与規則において「俸給表は、高知県行政職給料表の1級から7級を準用する」と規定している。また、B11人事委員会給与規則において「その他、必要がある場合は、1項及び2項にかかわらず、人事委員会で決定することができる。」と規定している。

そのため、高知県が人事勧告を行った場合は、B11人事委員会を開催し、これまでは県の勧告に準じる決定を行ってきた。

今回の県の改定の結果、Yにおいては、月額1,000円の引上げはA2組合員を含めて6名いた。恣意的に組合員だけをベースアップ1,000円にしているわけではない。

また、賃上げや年末一時金に関する団体交渉を行ったが、双方の主張が終始食い違い妥結するには至らなかった。

(エ) A2組合員が組合員であるが故に拒否する回答に及んだ事実はない。

Yは、令和6年10月15日の団体交渉を2時間おこない、その2時間のうち、再雇用に関する事項の質疑応答は45分間行った。

業務命令が義務的団体交渉事項として団体交渉中であるからといって、業務命令に従う義務がなくなるものではなく、A2組合員が業務命令に従わなかったことは懲戒処分事由になり得る。と高知県労働委員会も判断を下している以上、解雇基準を以って再雇用申請を受諾しない決定をしたものであり、決してA2組合員や組合員への支配介入を意図したものではない。

再雇用申請に対する受諾拒否は、特段の事情があり、客観的且つ社会通念上に照らしても正当な判断である。また、組合を職場から排除し、弱体化させる行為等で、使用者との対等な交渉主体であるために必要な自主性、独立性、団結力、組織力等を損なう行為に該当する事実等はない。

(2) 当委員会の判断

ア 支配介入の不当労働行為は、使用者の組合結成・運営に対する干渉行為や組合弱体化行為などを内容とし、労働組合の自主性(独立性)、団結力、組織力を損なうおそれのある使用者の様々な行為を含むものとされている。

イ 争点③アについては、組合からの計52通のYに対する団体交渉申入れに係る書面等の受取拒否及び受取拒絶については、再三にわたってYが代理人弁護士に送付するよう組合に求めたにもかかわらず、組合がYに直接送付したため受取拒否等をするようになり、それでも組合がかたくなにYに直接送付し続けたという事情が認められる。

また、A2組合員からの計7通のYに対する回答等の書面の受取拒否や受取拒絶については、上記のような経緯があるなかで、組合及び組合長との連名となっており、そもそも、封筒の表の差出人部分も同様に連名であったために、団体交渉申入書等と同様に未開封での受取拒否等がされた事情が認められる。

よって、組合からの書面の受取拒否等は団交拒否に当たるとしても、組合及び組合員からの書面の受取拒否等が組合への支配介入を意図したものとは認められない。

ウ 争点③イについては、懲戒処分や処分の根拠となった業務命令を行うことで組合弱体化や反組合的な結果を生じ、又は生じるおそれがあることの認識や認容がYにあったと判断し得るような事実は認められず、支配介入は認められない。

エ 争点③ウについては、第4の1(2)エに記載のとおり、A2組合員に対する不平等

な取扱いや、組合の主張する使用者の恣意的要素があるとは認められない。

組合は、Yが団体交渉を行わずに一方向的に賃金改定や年末一時金の支払いをしたと主張するが、団体交渉が行われなかったのは、組合に対するYの再三の求めにもかかわらず、組合がかたくなにYに団体交渉申入れ書等を直接送付し続けたという事情が認められることから、団体交渉拒否に当たるとしても、組合の無力化等を謀ることを意図したものとは認められない。

また、その他に組合への支配介入を意図したものと判断し得るような事実は認められず、支配介入には当たらない。

オ 争点③エについては、第4の1(2)オに記載のとおり、不当労働行為救済申立てをしたことを理由に不当な評価がされたものであるとは認められない。

よって、Yが業務命令違反等が解雇事由に当たるため再雇用を拒否するとの決定をしたことについて、組合の弱体化や反組合的な結果を生じ、又は生じるおそれがあることの認識や認容がYにあったと判断しうるような事実は認められず、支配介入は認められない。

カ 以上のとおり、Yの各行為は、法第7条第3号の不当労働行為には該当しない。

3 争点④について

(1) 当事者の主張

ア 組合の主張

(ア) Yは、A2組合員が証人尋問に出頭する僅か3時間前に経済的損失も伴う重い懲戒処分を行った。わざわざ労働委員会から教示されていたにもかかわらず、不当労働行為救済申立てに対して、Yが優位に進めようとし、報復的に妨害する意図をもって行っていることは明らかである。

Yは、懲戒委員会開催及び懲戒処分を、令和5年(不)第1号事件、第1回期日及び証人尋問の開始僅か3時間前に懲戒委員会開催、2時間前に懲戒処分通知を行った件に関して、懲戒委員会委員の日程は都合上、偶然の産物かのように、もっともらしく理由を述べている。しかし、日時設定は人間の意図が含まれ決定されるものである。

また、懲戒対象者の弁明を与える期間を確保する必要もありと、さももっともらしい主張をしているが、昨年と同様な期間に行われた懲戒委員会通告から開催・懲戒処分において、そのような考慮はされていない。

明らかにその問題で審議・証人尋問が行われる直前に同様案件にて4度目(本件救済申立て以降、1回目。)の懲戒処分を尋問直前に行ったことが、A2組合員への報復的・恫喝的な不利益取扱いであることは、疑いようのない事実である。

(イ) Yは、組合の補佐人としての参加に対して賃金カットを命じ、一方でYの職員3名の補佐人参加は、就業時間内の参加を保証した。令和5年(不)第1号事件に対して、Yが優位に進めようとする、妨害する意図をもって行っていることは事実から明らかである。

Yは令和5年(不)第1号事件の調査期日について、A2組合員の補佐人参加に関して、年次有給休暇を使用して参加することを妨害はしてないと主張しているが、これは論点をそらした主張である。

組合は補佐人として参加するにあたり、年次有給休暇を使用させなかった等と主

張した事実はなく、双方補佐人として参加していくにあたり、労働組合側の当該労働者の補佐人のみに年次有給休暇を使用して参加すればよいとの言動をし、同じ立場である使用者側の当該労働者の補佐人は賃金保証の範囲内で参加させていると推認できる。当然、補佐人は労働委員会において出頭命令又は出席義務はなく、被申立人もしくは代理人でも事足りる。

当該労働者の補佐人にのみ年次有給休暇を使用させることは、補佐人の間において一方だけの事実上の賃金カットを示す行為であり、一方で同じ立場となるY側の補佐人を賃金保証の範囲で参加させることは不利益取扱いになる。「業務上の必要行為として」との業務命令を根拠として一方の補佐人のみを賃金保証範囲で参加させる行為は正当な理由とならない。不当労働行為救済申立てに関係し同じ立場の補佐人としての参加に関する差別的・不利益取扱いとなる。

(ウ) Yは「再雇用申請に対する回答」にて(第3の4(16))、その解雇事由に「令和5年(不)第1号事件」、「令和6年(不)第2号事件」が関連している旨を記載している。

なおかつ「令和6年(不)第2号事件」の審議は継続中であり、「令和5年(不)第1号事件」についても中央労働委員会に再審査申立をしており審議は継続中である。

このような経過の中で、Yが組合員の法的義務である継続雇用(再雇用)の拒否(事実上の解雇)通告を行ったことは、「令和5年(不)第1号事件」、「令和6年(不)第2号事件」、「再審査申立(令和5年(不)第1号事件)」との関連を理由とした報復的不利益取扱いとなる。

また、このような経過であるにも関わらず、令和7年3月31日をもって、Yは、A2組合員の雇止めを実行した。

令和5年(不)第1号事件の命令については、懲戒処分内容についての一切の判断がなされなく、今も中央労働委員会にて審議中であるので、Yが令和5年(不)第1号事件の命令を論拠に、A2組合員に「雇止め」を通知したことは、報復的不利益取扱いの行為に当たる。

特に雇止めについては遙か事前に当該労働者が申請通知をしていたのを放置し、令和5年(不)第1号事件命令が出たとたんに、団体交渉再開直前に「雇止め」を行ったことは報復的不利益取扱いに相当する。

イ Yの主張

(ア) Yの事務局としても、懲戒委員会と高知県労働委員会の開催日が分かれていることがスケジュール的に望ましかった。しかし、懲戒委員会の委員である多忙なB74名と専務理事の合計5名の日程を調整した結果、唯一調整できた日時で開催したのが事実である。

そもそも、令和5年12月26日に開催する予定であったが、延期したことが原因である。

日程調整は、多忙な委員の日程を確保すること、懲戒対象者の弁明を与える期間を確保する必要もあり、また、懲戒対象者が小規模事業者の決算申告業務を行っているため、業務に影響を与えない日を調整する必要があった。

懲戒委員会では、出勤停止10日間の重い処分が下された。出勤停止期間に他の職員が代わって業務を実施する必要があるため、速やかに懲戒処分を言い渡した。結

果的に証人尋問が開催される「3時間前」になった。多忙なB7と専務理事の日程を意図的に調整することは不可能であり、偶然重なっただけで恣意的な意図は全くなく、また、できるはずがない。

(イ) 高知県労働委員会の審議・調査に関して、Yは、A2組合員が補佐人となることを妨害した事実はない。Yは、出席するのであれば時間休、いわゆる年次有給休暇を使えばよい。A2組合員だけを特別扱いする考えはないと言っただけで、賃金を保障しない等とは一言も申し上げていない。

一方、Yの職員参加については、被申立人側として答弁する必要があるため、業務上の必要行為として補佐人申請したものであり、決して差別的取扱いの不利益扱いではない。

(ウ) Yとしては、「令和5年(不)第1号事件」に対して、高知県労働委員会から、一定の判断が下されたこと。一方で、A2組合員に対する業務命令の履行状況を見極め、そして定年退職も6か月後に控えていることから最終判断を組織決定したものであり、決してA2組合員や組合に対する報復的な意図はない。

再雇用拒否の対応についても、規程に則って解雇基準に該当するのか、又はそれに準ずる事由があり、解雇が相当と認められる事由に該当するのかを第一義として判断したものであり、不利益取扱いによる不当労働行為にはあたらない。

組合は「懲戒処分の内容について、判断されていないにも関わらず、令和5年(不)第1号事件を根拠の一部にした。」と主張しているが、「けん責及び訓戒」及び「減給、出勤停止等」の懲戒処分は、就業規程に明記されており、その条項に抵触しているから該当する処分を与えたものである。

再雇用申請に対する受諾拒否は、特段の事情があり、客観的且つ社会通念上に照らしても正当な判断である。

(2) 当委員会の判断

ア 争点④アについては、懲戒委員会の開催日が証人尋問と同日となったことについて、組合は、報復的に妨害する意図をもって行っていることは明らかと主張するが、Yが主張する、懲戒委員会の開催日が、一度は日程が決まっていたものの、委員の体調不良等により2名が欠席となったため延期となり、委員の都合の合う日で調整したという懲戒委員会開催日の決定方法は、一定の合理的理由があるといえる。

また、証人尋問の実施時間(17時15分から)と懲戒委員会の開催時間(13時5分から)とは重複しておらず、A2組合員の証人尋問への参加が妨げられた等の事情も認められないため、不利益取扱いには当たらない。

イ 争点④イについては、Yの職員は、法に基づく不当労働行為救済申立てに対する使用者として当該事件に対応しているものであるから、被申立人として答弁をするために、業務として期日に参加する必要があるものと認められる。

一方、A2組合員の期日参加について、就業規程に、職員が組合員として不当労働行為救済申立てに係る労働委員会の調査等への参加を職務免除とする規定はなく、Yの職務免除を義務付けるものはない。

また、Yは、A2組合員が年次有給休暇を取得して労働委員会の調査等へ参加することを妨げようとする等とはしていない。

よって、補佐人参加が、業務として本件手続に関与していることと、組合員の職務

免除を認めないことを、「異なる取扱いをした」と評価することはできず、不利益取扱いには当たらない。

ウ 争点④ウについては、第4の1(2)オに記載のとおり、不当労働行為救済申立てをしたことを理由に不当な評価がされたものとは認められない。

また、その他にYが業務命令違反等が解雇事由に当たるため再雇用を拒否するとの決定をしたことについて、不当労働行為救済申立てに関与したことを理由とする不利益取扱いがあったと判断し得るような事実は認められない。

エ 以上のとおり、Yの各行為は、法第7条第4号の不当労働行為には該当しない。

第5 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

令和7年12月18日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

令和6年（不）第2号事件

R 6 . 7 . 10 受付
R 7 . 4 . 11 終結
(和 解)

申立人 X組合

被申立人 Y法人

請求する救済の内容

- 1 解雇の撤回
- 2 経済的損失の補償
- 3 団体交渉の開催
- 4 労働協約の締結
- 5 謝罪文の手交・掲示

申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に規定する不当労働行為に該当する。

- (1) 組合員に対する退職勧奨についての団体交渉申入れに対して、被申立人代理人は団体交渉の議題を明らかにすること及び申立人の提示日には差し支えがあるととして変更・調整を求め、団体交渉に応じなかった。
- (2) 組合員に対する退職勧奨を理由説明なく無条件撤回した後、申立人を無視して一方的に組合員に対して懲戒処分を通知した上、組合員を即日解雇した。
- (3) 団体交渉の申入れに対して、被申立人代理人は申立人の提示日には差し支えがあるととして変更・調整を求め、団体交渉に応じず、被申立人も代理人を通すよう主張して、団体交渉に応じなかった。

被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は次のとおり主張し、請求の棄却を求めている。

- (1) 団体交渉議題を明らかにするよう求めたのは、充実した交渉を行うためであり、日程提示を求めたのも、団体交渉を拒否するものではない。
- (2) 申立人から退職勧奨撤回の理由について問い合わせはなく、懲戒処分についても申立人に何らの権能はなく、解雇についても、労働組合への加盟が解雇理由ではない。
- (3) 被申立人は日程調整を求めたものであり、団体交渉を拒否するものではなく、代理人が就任したこと及び代理人に連絡することを通知しているにもかかわらず、被申立人に直接連絡していることは不適切である。

審査経過

令和7年1月17日 第1回調査

2月25日 第2回調査
4月11日 第1回和解期日
取下げ書提出（終結）

**令和6年（不）第3号の1及び令和7年（不）第3号の1併合
並びに令和6年（不）第3号の2及び令和7年（不）第3号の
2併合事件**

R 6 . 7 . 10受付
（ R 6 年 3 号）
R 7 . 4 . 10受付
（ R 7 年 3 号）
R 8 . 2 . 2 終結
（ 和 解 ）

申立人 X組合

被申立人 Y法人

請求する救済の内容

- 1 団体交渉のやり直し
- 2 謝罪文の手交・掲示
- 3 労働協約の締結
- 4 損害金の支払
- 5 団体交渉の開催
- 6 金銭、財物の返却
- 7 労働協定、慣習、組合事務所等の存続確認・原状回復

申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に規定する不当労働行為に該当する。

- (1) 部署統廃合に関して申立人組合員を含む関係部署に所属する職員に説明が行われ、この中で、役員からこれらの職員に暴言があった。
- (2) 団体交渉の申入れを拒否した。
- (3) 団体交渉において不誠実な対応をした。
- (4) 申立人支部（以下「X支部」という。）の組合員が申立人から脱退したとして、団体交渉の申入れや労使協議会への参加等を拒否した。
- (5) 役員が申立人組合長に個別交渉を持ちかけた。
- (6) 労使間の書面は申立人宛とすることや、X支部の役員や組合員に接触しないこと等を要求したが、履行できない旨回答した。また、申立人の知らないところでX支部長から提出された春闘要求書やX支部と開催した労使協議会の資料の開示等を求めたが、これを拒否し、申立人の知らないところでX支部と団体交渉及び労使協議会を開催した。

- (7) 申立人が申立人の組合員及び被申立人に対して郵送した文書について、一切の受取を拒否し、組合員へ渡さなかった。また、申立人に被申立人の従業員が在籍しているにもかかわらず、団体交渉の申入れを拒否した。

被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は次のとおり主張し、請求の却下を求めている。

- (1) 役員による暴言については、調査を実施し、一部不適切と考えられる発言が確認できたため、当該役員に対し、就業規則・諸規程に基づいて懲戒処分を行った。当該発言は、組合員・非組合員を区別せずにした役員の見解の表明であり、表現上不適切な部分はあったにせよ、申立人組合員に対する不利益取扱いや支配介入には当たらない。
- (2) 団体交渉申入れに対し、常務理事会で協議の上、団体交渉事項の再検討（取下げ）を依頼する旨申し入れたことや、文書の内容の事前確認等を行ったことは、団体交渉の拒否には当たらない。
- (3) 団体交渉において、役員による発言に対する対応について理事会で決定した上で回答するとしたことなどは、不誠実交渉には当たらない。
- (4) X支部組合員の新組合結成以降、新組合と労使協議会を実施し、申立人の労使協議会参加を条件付きで拒否して、申立人の送付書面を受け取らなかったのは、申立人からの団体交渉の申入れや労使協議会参加要請等に対し、申立人に被申立人の従業員が組合員として在籍しているのであれば名簿を提出するよう申し入れたが、申立人組合は提出しなかったためである。
- (5) 役員が申立人組合長に個別交渉の申入れをしたのは、あくまでも当該役員の個人的な提案であり、組合長が拒絶したにもかかわらず、しつこく持ちかけるような態様ではないため、当該行動により労働組合における団結権・自立性が破壊されるような危険は生じていない。
- (6) 労使間の書面は申立人宛とすることやX支部の役員や組合員に接触しないこと等の要求に対して履行できない旨回答し、X支部長から提出された春闘要求書やX支部と開催した労使協議会の資料の開示等の要求を拒否したのは、実態として、法人内労組として機能しているX支部との関係を破壊することになるため、被申立人としてはやむを得ないものであり、後にX支部組合員全員が申立人から脱退した結果からみてもこの選択は正しかったと考える。
- (7) 申立人組合員が申立人から脱退し、新組合に加入したことを知っており、申立人からの書面では、当該従業員が申立人に再加入したか否か、仮に再加入したのであれば新組合からは脱退したのか、それとも新組合に加入したまま再加入したのか等不明であるため、新組合に対し、同人が脱退したのかどうか確認したものである。

審 査 経 過

- 令和6年12月13日 第1回調査
令和7年1月24日 第2回調査
3月10日 第3回調査
4月18日 第4回調査
6月6日 第5回調査（令和6年3号及び令和7年3号の審査を併合）

7月18日 第6回調査及び第1回審問
9月8日 第1回和解期日
10月16日 第2回和解期日及び第7回調査
12月18日 第8回調査
(令和6年3号の1及び令和7年3号の1併合事件と令和6年3号
の2及び令和7年3号の2併合事件とに審査を分離)
令和8年2月2日 第3回和解期日
(令和6年3号の1及び令和7年3号の1併合事件と令和6年3号
の2及び令和7年3号の2併合事件とを併合)
取下げ書提出(終結)

令和7年（不）第1号事件

R7.3.17受付
繰越

申立人 X組合

被申立人 Y法人

請求する救済の内容

- 1 事務所及び会議室の貸与
- 2 組合運営の自主性の尊重
- 3 誠実な団体交渉の実施
- 4 労働協約破棄の撤回
- 5 事務費差額等の支払
- 6 郵便物を無断開封しない
- 7 ハラスメントに関する第三者委員会の設置

申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に規定する不当労働行為に該当する。

- (1) 他の労働組合には事務所を貸与しているにもかかわらず、申立人に対する事務所貸与を拒否した。
- (2) 申立人ホームページの組合本部に関する文言を削除するよう求めた。
- (3) 団体交渉においてY法人の副局長が不誠実な対応や発言をした。
- (4) 労働協約に関する団体交渉を拒否した。
- (5) 組合宛の郵便物を、複数回無断で開封した。
- (6) 他の労働組合には会議室の使用を許可しているにもかかわらず、申立人には18時以降の使用を拒否した。
- (7) 団体交渉を一方向的に延期した。
- (8) 団体交渉において交渉に不可欠な営業成績や営業経費等の資料を開示しなかった。
- (9) 団体交渉においてハラスメント行為に関する内容説明を拒否した。
- (10) 2年前に締結した労働協約を不当に破棄した。
- (11) 組合宛の郵便物の送付先を第二事務所や書記長の自宅へ変更するよう要請した。

被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は次のとおり主張し、請求の棄却を求めている。

- (1) 業務上秘匿性の高い情報を多く扱っているため、情報漏えい等セキュリティ上の配慮が必要であり、事務所を貸与しているのは企業内組合だけである。セキュリティ保護上の措置を行ったうえで申立人に貸与できるスペースはない。
- (2) 被申立人から申立人に事務所を貸与した事実はなく、申立人の事務所は被申立人の

事務所内には存在しないにもかかわらず、申立人はホームページにおいて、被申立人の住所を記載し、あたかも申立人の本部が被申立人事務所内に存在しているかのような事実と異なる記載が掲載されている。

- (3) 当該発言は、団体交渉時に申立人から新たな委託制度への変更を被申立人が強制しているかのような発言があったため、被申立人として強制しているわけではない旨説明する趣旨で、申立人の主張する趣旨で発言したものではありません。
- (4) 被申立人は、申立人との間で、新協約の作成・締結につき複数回、丁寧に協議を行っている。
- (5) 被申立人において、事務処理上のミスにより申立人宛ての郵便物を開封してしまったことはあったものの、申立人の活動を妨害する等の意図は一切なく、郵便物の内容も一切確認せずに、申立人にそのまま交付しているのであるから、申立人の秘密侵害や支配介入には当たらない。
- (6) 被申立人が、労働組合に対して、18時以降の会議室使用を原則として認めないのは、セキュリティ上の問題を踏まえた合理的な対応であり、申立人のように組合員が被申立人の職員以外の者で構成されている他の労働組合についても同様の対応を採っている。
- (7) 被申立人は、団体交渉の直前に申立人からの労働組合法の法解釈に関する具体的な主張に対して、弁護士の意見も踏まえ、真摯に回答する準備をするために、数日延期してほしいと申し入れたに過ぎない。
- (8) 申立人が開示を求めた資料は、外部への公開が予定されていない資料であるうえ、当日の団体交渉の要求事項とも直接関連しなかったため、申立人に対し安易に開示できなかった。また、被申立人のホームページ上で確認できる情報もあったため、申立人が開示を求めた資料を開示しないことは、被申立人の合理的な対応である。
- (9) 当該事案についてはパワーハラスメントに該当せず、十分な事実確認を実施したうえで申立人に対して十分な説明を行っている。また、申立人組合員に対しては、不愉快な気持ちを与えてしまったことについて謝罪もしている。
- (10) 協約には、主として、組合活動に関する事、団体交渉・争議行為に関する事などが定められているところ、被申立人はこれらに反したことはない。
- (11) 被申立人が申立人宛ての郵便物を誤って開封してしまった事態を受け、再発防止のため、せめて重要な書類に限っては申立人の第二事務所や書記長の自宅に送るよう提案したに過ぎず、被申立人の提案は極めて合理的な理由があり、少なくともかかる提案をすることが組合に対する支配介入に該当するなどあり得ないことである。

審査経過

令和7年7月1日 第1回調査

9月16日 第2回調査

11月4日 第3回調査

令和8年1月26日 第1回和解期日及び第4回調査

次回第5回調査を令和8年4月6日に予定して、令和8年度に繰り越した。

(5) 審査期間の目標の達成状況等

高知県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから事件終結までの期間の目標を1年以内としている（平成17年3月17日第485回公益委員会議決定）。

平成17年3月17日以降に申立てがあった事件で終結したものは22件あり、そのうち1年以内に終結した事件は14件であった。また、この22件の平均所要日数は353日であった。

第1表 終結事件（平成17年3月17日以降申立分）の審査状況

事件番号	申立年月日	終結年月日	所要日数	審査回数			終結事由
				調査	審問	和解	
17年（不）1号	17.10.6	17.11.7	33				無関与和解
18年（不）1号	18.7.27	19.3.23	240	3	3		命令（棄却）
19年（不）1号	19.5.29	20.2.25	273	3	3		命令（一部救済）
21年（不）1号	21.1.9	21.4.22	104	2			取下
20年（不）1号	20.1.10	21.8.24	593	6	4	2	命令（一部救済）
22年（不）2号	22.8.31	23.1.5	128	2			取下
22年（不）1号	22.8.31	23.7.21	325	5			取下
23年（不）1号	23.1.7	23.8.24	230	3	2		命令（棄却）
24年（不）1号	24.7.12	25.12.3	510	5	3	3	関与和解
27年（不）2号	27.12.11	28.8.8	242	3		3	関与和解
28年（不）1号	28.1.7	29.2.10	401	4	1		命令（一部救済）
27年（不）1号	27.2.16	29.3.30	774	5	3	1	関与和解
28年（不）2号	28.10.25	30.1.25	458	7			命令（一部救済）
29年（不）1号	29.7.6	30.3.23	261	3			命令（棄却）
30年（不）1号	30.11.28	1.11.25	363	6		1	命令（一部救済）
2年（不）1号	2.7.17	3.4.12	270	3	1		命令（一部救済）
5年（不）1号	5.3.6	6.7.12	495	5	1		命令（一部救済）
6年（不）1号	6.3.19	7.12.23	645	7			命令（棄却）
6年（不）2号	6.7.10	7.4.11	276	2		1	関与和解
6年（不）3号	6.7.10	8.2.2	573	8	1	3	関与和解
7年（不）2号	7.4.1	7.12.23	267	2			命令（棄却）
7年（不）3号	7.4.10	8.2.2	299	4	1	3	関与和解
計（22件）	—	—	7,760	88	23	17	

平均所要日数 全体（22件）： 353日
 命令・決定事件（12件）： 375日
 取下・和解事件（10件）： 326日

第2表 終結事件の平均所要日数（昭和24年～令和7年）

	のべ所要日数	終結件数	平均所要日数
命令・決定事件	18,728	43	436
取下・和解事件	92,142	162	569
計	110,870	205	541

（注）令和8年3月31日までに終結した事件を集計（昭和45年（不）第9～11号併合事件、昭和46年（不）第1号事件及び昭和51年（不）第1～10号併合事件を除く。）

第3表 審査期間別終結件数（命令・決定事件）

審査期間 終結 年度	～30日	31～90日	91～ 180日	181～ 365日	1年超～ 1年半	1年半超 ～2年	2年超 ～3年	3年超	計
S24～33		2	1	1		1			5
S34～43		1	3	2				1	7
S44～53			1		3	1	1		6
S54～63						2			2
H元～10				2	2	2	4		10
H11～20				2	1				3
H21～30				2	2	1			5
R元～7				3	1	1		10	15
計		3	5	12	9	8	5	11	53

第4表 審査期間別終結件数（取下・和解事件）

審査期間 終結 年度	～30日	31～90日	91～ 180日	181～ 365日	1年超～ 1年半	1年半超 ～2年	2年超 ～3年	3年超	計
S24～33	17	6	4	1	1	1			30
S34～43	8	23	7	13	6	2			59
S44～53	2	4	2	2	2	1	4	1	18
S54～63	1	3	5	1	2	2	1	12	27
H元～10			1	1	5	2	1	3	13
H11～20		1	1	1					3
H21～30			2	2	1		1	3	9
R元～7				2		1		4	7
	28	37	22	23	17	9	7	23	166

第4節 地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく 認定・告示

概 況

労働委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、地方公営企業及び特定地方独立行政法人に勤務する職員が結成し、又は加入する労働組合について、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲（いわゆる非組合員の範囲）を認定し、告示することとされている。

なお、令和7年度に認定・告示はなかった。

第5節 個別労働紛争の解決促進

平成13年4月から、地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受け、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働紛争）に係る労働相談及びあっせんを行っている。

1 労働相談

概 況

個々の労働者と事業主との間の労働問題に関する相談があった場合は、事務局職員が、問題解決に向けた情報提供や助言、適切な機関の紹介などを行っている。

令和7年度に取り扱った労働相談の件数は495件であった。そのうち、労働者からの相談が482件、使用者からの相談が13件で、相談内容では「パワハラ・嫌がらせ」が144件で最も多く、次いで、「その他」を除くと、「退職」が81件、「解雇」が54件であった。企業規模別では、30人未満の企業が多かった。

なお、令和7年度も県内の労働相談機関と連携して合同労働相談会を実施した。

【合同労働相談会の概要】

- (1) 日 時 : 令和7年10月31日（金）午前10時～午後5時
- (2) 場 所 : 高知県庁北庁舎
- (3) 相談者数 : 16名
- (4) 相談内容 : パワハラ・嫌がらせ11件、退職5件、解雇4件、賃金未払い1件など、計30件
(1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。)
- (5) 相談担当機関 : 弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、労働局、労働委員会事務局

第1表 労働相談件数の推移

年度	5年度	6年度	7年度	計
実件数	506 (11)	444 (15)	495 (16)	1,445 (42)

(注) () 内は、合同労働相談会の件数で内数である。

第2表 労働相談の内訳

相談内容	企業規模		計		30人未満		30～99人		100～299人		300人以上		不明	
	実件数	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	
実件数	495	482	13	143	4	78	3	74		79		108	6	
経営又は人事	165	159	6	56	2	23	1	21		25		34	3	
ア 解雇（エ①の懲戒解雇は除く）	54	51	3	13	2	5	1	8		13		12		
① 整理解雇	5	4	1		1	1				1		2		
② 普通解雇	26	24	2	7	1	3	1	3		6		5		
③ 退職強要	10	10		4				2		2		2		
④ 契約更新拒否、雇止め	13	13		2		1		3		4		3		
イ 配置転換、出向・転籍	9	9		1				3		4		1		
ウ 復職														
エ 懲戒処分	6	6		3		1				2				
① 懲戒解雇	2	2		2										
② その他の懲戒処分	4	4		1		1				2				
オ 退職	81	81		33		14		10		6		18		
カ 勤務延長、再雇用														
キ その他経営又は人事	15	12	3	6		3						3	3	
賃金等	104	104		30		23		12		12		27		
ク 賃金未払い	53	53		14		6		5		10		18		
ケ 賃金増額														
コ 賃金減額	10	10		4		3		1				2		
サ 一時金	2	2		1				1						
シ 退職一時金	10	10		1		6		2				1		
ス 解雇手当	3	3				1						2		
セ 休業手当	2	2		1						1				
ソ 諸手当	12	12		5		5						2		
タ その他賃金	12	12		4		2		3		1		2		
チ 年金（企業年金、厚生年金等）														
労働条件等	222	218	4	66	1	27	1	26		45		54	2	
ツ 労働契約	44	43	1	10		6	1	10		8		9		
テ 労働時間	37	37		11		4		3		6		13		
ト 休日・休暇	9	9		5				1		2		1		
ナ 年次有給休暇	49	49		17		8		4		10		10		
ニ 育児休業・介護休業	12	12		2		1		1		6		2		
ヌ 時間外労働	15	14	1	4	1	2				5		3		
ネ 安全・衛生	11	10	1	5		1		1		2		1	1	
ノ 福利厚生制度														
ハ 社会保険	12	11	1	2		1		3		1		4	1	
ヒ 労働保険	18	18		4		2		2		1		9		
フ その他の労働条件等	15	15		6		2		1		4		2		
職場の人間関係	149	148	1	43		26	1	27		29		23		
ヘ セクハラ	5	5		1		2						2		
ホ パワハラ・嫌がらせ	144	143	1	42		24	1	27		29		21		
その他	97	94	3	23	1	14	1	21		11		25	1	
マ その他	97	94	3	23	1	14	1	21		11		25	1	
総計	737	723	14	218	4	113	4	107		122		163	6	

(注) 1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。
 合同労働相談会の件数を含んでいる。

2 個別労働紛争のあっせん

(1) 概況

個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する紛争について、当事者の申請に基づいてあっせんを行っている。

令和7年度は、新規申請が6件で、全て労働者からの申請であった。

取り扱った7件中、1件は解決、3件は打切、3件は不参加で終結した。

第1表 取扱件数

年度	区分	前年度 繰越	新規申請			合計	処理状況	
			労働者	使用者	計		終結	繰越
5年度								
6年度			5		5	5	4	1
7年度		1	6		6	7	7	
計		1	11		11	12	11	1

第2表 申請内容内訳（新規申請分）

区分	年度	5年度		6年度		7年度		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
解雇・退職強要・雇止め				1	8.3%	1	8.3%	2	8.3%
配置転換、出向・転籍				1	8.3%			1	4.2%
復職									
懲戒処分									
退職						2	16.7%	2	8.3%
勤務延長、再雇用									
その他経営又は人事				1	8.3%			1	4.2%
賃金未払				2	16.7%	2	16.7%	4	16.7%
賃金増額									
賃金減額									
一時金									
退職一時金						1	8.3%	1	4.2%
解雇手当									
休業手当									
諸手当									
その他賃金									
年金(企業年金・厚生年金等)									
労働契約				1	8.3%			1	4.2%
労働時間						1	8.3%	1	4.2%
休日・休暇									
年次有給休暇									
育児休業・介護休業									
時間外労働									
安全・衛生						1	8.3%	1	4.2%
福利厚生制度									
社会保険				1	8.3%			1	4.2%
労働保険						1	8.3%	1	4.2%
その他の労働条件等				2	16.7%			2	8.3%
セクハラ									
パワハラ・嫌がらせ				3	25.0%	1	8.3%	4	16.7%
その他						2	16.7%	2	8.3%
計			-	12	-	12	-	24	-

(注) 1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上しており、第1表の新規申請の件数の計とは一致しない。

第3表 終結処理区分

区分	年度	5年度		6年度		7年度		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
終結	不開始								
	不参加			3	75.0%	3	42.9%	6	54.5%
	打切					3	42.9%	3	27.3%
	取下								
	解決			1	25.0%	1	14.3%	2	18.2%
	合計		—		4	—	7	—	11
翌年度繰越			—	1	—		—	—	—

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事件番号 (業種)	受付日 (申請区分)	申請事項	事件の概要	あっせん 期日	あっせん員		
	処理結果			終結日 (処理日数)	公	労	使
7(個) 280号 (運輸業・郵便業)	7.3.17 (労)	パワハラ等に対する慰謝料請求	部下からのパワハラやそれに対する事業所の対応等により退職することとなったとして、慰謝料の支払を求めてあっせん申請があった。 事務局調査の結果、相手方があっせんに応じなかったため、あっせんを打ち切った。		川田	楠瀬	丸岡
	不参加			7.4.3 (18日)			

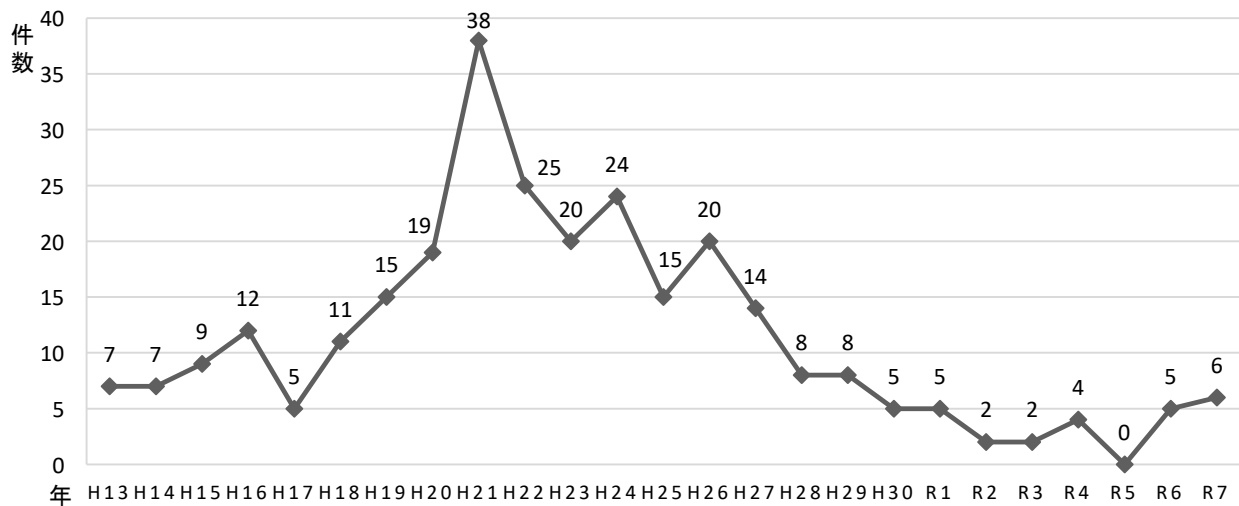
(新規受付)

事件番号 (業種)	受付日 (申請区分)	申請事項	事件の概要	あっせん 期日	あっせん員		
	処理結果			終結日 (処理日数)	公	労	使
7(個) 281号 (医療・福祉)	7.8.1 (労)	有料での給食強要及び退職勧奨をやめること	有料で給食を食べることをやめたい旨伝えたところ、退職勧奨を受けたとして、これらをやめることを求めてあっせん申請があった。 あっせんを行った結果、双方の主張の隔たりが大きく歩み寄りが望めなかったため、あっせんを打ち切った。	7.9.5	藤原	山中	丸岡
	打切			7.9.5 (36日)			
7(個) 282号 (医療・福祉)	7.8.1 (労)	有料での給食強要、退職勧奨等をやめること	有料で給食を食べることをやめたい旨伝えたところ、退職勧奨やパートへの転換の打診を受けたとして、これらをやめることを求めてあっせん申請があった。 あっせんを行った結果、双方の主張の隔たりが大きく歩み寄りが望めなかったため、あっせんを打ち切った。	7.9.5	藤原	山中	丸岡
	打切			7.9.5 (36日)			
7(個) 283号 (情報通信業)	7.8.4 (労)	精神的苦痛による就労困難への解決金の請求	上司のパワハラや事業所の安全配慮体制の不備等により精神的苦痛を受け、就労困難になったとして、解決金の支払を求めてあっせん申請があった。 あっせんを行ったところ、あっせん期日に申請者が参加しなかったため、あっせんを打ち切った。	7.9.9	川田	楠瀬	沖田
	打切			7.9.9 (37日)			
7(個) 284号 (製造業)	7.8.28 (労)	賃金の一方的切下げの撤回	支払うべき賃金を支払ってもらえないとして、賃金の一方的切下げの撤回を求めてあっせん申請があった。 事務局調査の結果、相手方があっせんに応じなかったため、あっせんを打ち切った。		高林	牧	片山
	不参加			7.9.11 (15日)			

事件番号 (業種)	受付日 (申請区分)	申請事項	事件の概要	あっせん 期日	あっせん員		
	処理結果			終結日 (処理日数)	公	労	使
7 (個) 285号 (卸売・ 小売業)	7.11.27 (労)	未払賃金 及び解雇 無効、労 災隠し等 に伴う慰 謝料の請 求等	整理解雇を受け、労災申請をさせてもらえな かったことや未払いの残業代もあったとして、 未払賃金も含めた慰謝料の支払を求めてあっせ ん申請があった。 あっせんを行った結果、整理解雇による退職 を相互に確認し、相手方が解決金を支払う旨の あっせん案に双方が合意したため、解決に至 った。	8.1.27	高 林	牧	片 山
	解決			8.1.27 (62日)			
8 (個) 286号 (卸売・ 小売業)	8.1.9 (労)	退職金不 払いの撤 回	定年退職したが、退職金が支払われなかった として、退職金不払いの撤回を求めてあっせ ん申請があった。 事務局調査の結果、相手方があっせんに応じ なかったため、あっせんを打ち切った。		川 田	飛 田	沖 田
	不参加			8.2.4 (27日)			

- (注) 1 事件番号は、暦年+通し番号
2 処理日数は、受付日から終結日までの日数

(3) 申請件数の推移



資料

1 労働争議調整事件 調整内容別件数表 (昭和21年～令和7年)

(単位：件)

区分 \ 年	S 21	S 22	S 23	S 24	S 25	S 26	S 27	S 28	S 29	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35	S 36	S 37	S 38	S 39	S 40
賃上げ		3 調3	13 調7	7 調4		6 調2	5 調1	7	5 調1	3	3	8	4	2	1	9	7	2	5	4
解雇	4 調1		5	3 調1	4 調2	1	2	2	10	6	3	5	8	3	3	3	2	3 仲1	3	7
一時金					1	1	2	4 調1	2	6	5	6	3	2	1	9	7	5	3	8
労働協約・労働条件		3 調3	2	4	7 調4		1	6 仲1	1	1	1	2	4	1		1	2	1	1	
未払賃金			2	1	3 調3		5	4	2	5	1	2	1	1					1	
工場閉鎖・人員整理			1	8 調3	7 調2		1		1		1	1	1	2		2	1		1	3
退職金・予告手当				2	10	1	1			3		1	3			1		3		
賃下げ撤回					1 調1				1	1				1		1				
非組合員の範囲								1												
団交拒否				1				1											2	
支配介入					1															
第2組合への解散命令				1																
その他		1 調1	1	1	1		1		2		1		1	2	1		1	1		1
計	4 調1	7 調7	24 調7	28 調8	35 調12	9 調2	18 調1	25 調1 仲1	24 調1	25	15	25	25	14	6	26	20	15 仲1	16	23

区分 \ 年	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49	S 50	S 51	S 52	S 53	S 54	S 55	S 56	S 57	S 58	S 59	S 60
賃上げ	5	2	5 調1	4	10	17	5	6	8	3	2	4	6	3	2	4	7	6	7	
解雇		3 調1	4	5	2	5	8	4	1	2	5	2	3		3	3	1	1	3 調1	1
一時金	4 調1	2	2	8	2	6	2	2	4	3	5	4	4	4	1	3	8	6		2
労働協約・労働条件	2	2	2	1		1	2		1		2	4	2	7	4	4	4	3	4	1
未払賃金		1				2					1	1			4				1	
工場閉鎖・人員整理	5					5	1		1				1	3		2		1	5	
退職金・予告手当						4				1			1	2			1			
賃下げ撤回																				
非組合員の範囲																				
団交拒否	5		3	1	17	3		3	1	2	2	2	3	1	2	2	9	7	6	11
支配介入		1				1														
第2組合への解散命令																				
その他	1	2			1				1	3			2	1	1	3	4	2	3	8 調1
計	22 調1	13 調1	16 調1	19	32	44	18	15	17	14	17	17	22	21	17	21	34	26	29 調1	23 調1

年 区分	S 61	S 62	S 63	H 元	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
賃 上 げ	1	2		2	3	1	2	4	6		3	3	1	1		1	2		2	
解 雇			1			1	3		2	2	2	1 調1				2				
一 時 金	4	4	1	2	3	1	2		1	2	3	1	1	3 調3	4 調2		2	1		
労働協約・ 労働条件		2	2	1	3	1	4	5	5	3	1	4 調1	1		1 調1					
未払賃金			1																	
工場閉鎖・ 人員整理																				
退職金・ 予告手当											1	1	1	1						1
賃下げ撤回																				
非組合員 の 範 囲																				
団 交 拒 否	3	2	1	3	7	4	5		1	2	4	4		1	2	3 調1	1	2	2	4 調1
支配介入																				
第2組合へ の解散命令																				
そ の 他	4			2	3	3		1		2			1	1			1			
計	12	10	6	10	19	11	16	10	15	11	14	14 調2	5	7 調3	7 調3	6 調1	6	3	5	4 調1

年 区分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
賃 上 げ									1		1		1							
解 雇	1		3	3	1	1	2			3										
一 時 金	1				1	1							1							
労働協約・ 労働条件		1	3	3				1			1						2			
未払賃金	1	1		1	1				1					1					3	
工場閉鎖・ 人員整理																				
退職金・ 予告手当			1		1	1														
賃下げ撤回																				
非組合員 の 範 囲																				
団 交 拒 否	3	2	1	1	6	2		2	1	1	1		1							
支配介入																				
第2組合へ の解散命令																				
そ の 他					1	2	2 仲1			2		2	1				1			
計	6	4	8	8	11	7	4 仲1	3	3	6	3	2	4	1	0	0	3	0	3	0

区分	年 計
賃上げ	237 調19
解雇	161 調7 仲1
一時金	176 調7
労働協約・ 労働条件	128 調10 仲1
未払賃金	48 調3
工場閉鎖・ 人員整理	54 調5
退職金・ 予告手当	42
賃下げ撤回	5 調1
非組合員 の範囲	1
団交拒否	156 調2
支配介入	3
第2組合へ の解散命令	1
その他	76 調2 仲1
計	1088 調56 仲3

(注1) 調は調停の件数を、仲は仲裁の件数を示し、内数である。

(注2) 平成13年以降は年度で計上（平成13年1～3月分は平成13年度に計上）。

2 労働争議調整事件 処理区分表 (昭和21年～令和7年)

(単位：件)

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
新規申請件数		4	7	24	28	35	9	18	25	24	25	15	25	25	14	6	26	20	15	16	23	
処理区分	取 下		1	3	2	3		3	6		4		2	9	4		6	7	1	4	13	
	解 決	1	7	17	20	25	8	11	14	17	17	15	19	12	7	6	13	9	13	9	9	
	打 切			2	6	3	2	1	6	4	5	1	2	4	3		7	2	4	1	3	
	不 調			1	2	2	1	1														
	却 下		1																			
	裁 定								1													
	移 管													2								
計		1	9	23	30	33	11	16	27	21	26	16	23	27	14	6	26	18	18	14	25	
翌年への繰越		3	1	2	0	2	0	2	0	3	2	1	3	1	1	1	1	3	0	2	0	

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		
		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
新規申請件数		22	13	16	19	32	44	18	15	17	14	17	17	22	21	17	21	34	26	29	23	
処理区分	取 下	6	8	3	9	20	17	8	1		1	1	2	1	4	3	3	3		5	3	
	解 決	3	3	8	8	6	13	5	8	14	12	15	13	15	9	8	11	15	15	9	6	
	打 切	9	6	3	4	5	11	7	5	2	4	2	2	5	6	8	5	17	13	14	13	
	不 調																				1	
	却 下																					
	裁 定																					
	移 管																					
計		18	17	14	21	31	41	20	14	16	17	18	17	21	19	19	19	35	28	28	23	
翌年への繰越		4	0	2	0	1	4	2	3	4	1	0	0	1	3	1	3	2	0	1	1	

区分	年	S	S	S	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H		
		61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
新規申請件数		12	10	6	10	19	11	16	10	15	11	14	14	5	7	7	6	6	3	5	4	
処理区分	取 下	1	2			3	1	2	2		1	1		2	1	1	1				2	
	解 決	4	3	2	5	8	4	5	2	6	7	7	5	4	4	4	4	5	2	2	2	
	打 切	7	5	4	5	7	8	7	8	6	3	8	6	1	2	1	1	1	1	1	1	
	不 調									1					1	1					1	
	却 下																					
	裁 定																					
	移 管																					
計		12	10	6	10	18	13	14	12	13	11	16	11	7	8	7	6	6	3	3	6	
翌年への繰越		1	1	1	1	2	0	2	0	2	2	0	3	1	0	0	0	0	0	2	0	

区分	年																				
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
新規申請件数	6	4	8	8	11	7	4	3	3	6	3	2	4	1	0	0	3	0	3	0	
処理区分	取 下	1			2		1		1		2	1		1					1		
	解 決	5	2	4	4	6	5	2	1	2	1	1	1	2				1			
	打 切		2	3	2	4	3	1	2	1	2	1	2	1		1		2		1	1
	不 調																				
	却 下																				
	裁 定																				
	移 管																				
計	6	4	7	8	10	9	3	4	3	5	3	3	4	0	1	0	3	0	2	1	
翌年への繰越	0	0	1	1	2	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	

区分	年	
	計	
新規申請件数	1,088	
処理区分	取 下	196
	解 決	567
	打 切	309
	不 調	12
	却 下	1
	裁 定	1
	移 管	2
計	1,088	
翌年への繰越		

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

3 労働争議実情調査件数表（昭和30年～令和7年）

（単位：件）

区分	年																			
	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35	S 36	S 37	S 38	S 39	S 40	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49
開始	35	13	16	29	14	16	17	18	12	16	20	21	26	27	24	33	29	24	30	32
終結											19	20	26	23	28	30	26	21	29	28
繰越											1	2	2	6	2	5	8	11	12	16

区分	年																			
	S 50	S 51	S 52	S 53	S 54	S 55	S 56	S 57	S 58	S 59	S 60	S 61	S 62	S 63	H 元	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6
開始	26	21	33	29	36	36	32	23	31	25	24	18	21	26	24	30	36	39	40	30
終結	31	23	30	37	32	40	36	19	33	25	22	22	20	24	25	31	35	37	32	40
繰越	11	9	12	4	8	4	0	4	2	2	4	0	1	3	2	1	2	4	12	2

区分	年																			
	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26
開始	35	28	25	25	29	34	39	24	24	18	24	20	27	23	32	26	37	29	35	25
終結	36	25	28	26	27	33	32	28	21	17	25	20	24	24	28	31	33	34	33	26
繰越	1	4	1	0	2	3	10	6	9	10	9	9	12	11	15	10	14	9	11	10

区分	年											計
	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
開始	28	28	30	17	29	23	26	21	25	23	23	1,864
終結	27	27	34	17	31	20	26	21	24	28	21	1,857
繰越	11	12	8	8	6	9	9	9	10	5	7	

（注）平成13年以降は年度で計上（平成13年1～3月分は平成13年度に計上）。

4 資格審査 立証目的別受付件数表 (昭和24年～令和7年)

(単位：件)

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
委員 推薦		29	98	75	111	58	14	27	26	23	18	19	16	4	10		7	1	4		
不当労働行為			1		1	3	2	1	1		3	3	5	8	4	5	4	6	6	6	3
法人登記		6	3	6	2	4	4	3	1		2	1	1		2	3					3
労働者供給事業		4	2	1					1								2		2		2
労組法第18条										1											
総会で特に必要と認めたもの			1				1														
旧法にあっせん よるもの調停		5	22	4	5																
計		45	135	89	119	65	21	31	29	24	23	23	22	12	16	8	13	7	12	6	8

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
		44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
委員 推薦		4		2		1	2		2		2		2		2		2	1	2		3
不当労働行為		2	5	3	3		3	2	2		4		2	2	2	1	5		1	2	
法人登記			2	1		1	1	1			3	1	1					1			
労働者供給事業			2		2		2		2		2		2		2		2		2	1	
労組法第18条																					
総会で特に必要と認めたもの																					
旧法にあっせん よるもの調停																					
計		6	9	6	5	2	8	3	6	2	7	5	5	2	6	2	5	6	5	2	5

区分	年	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
委員 推薦			2		4			2	3	1	2	2	2	4		3		2		2	1
不当労働行為			4	2		4	1	5	1		1	1	2			5		1	1	2	1
法人登記		2											1	1				1		1	
労働者供給事業		2		1	2				1	1											
労組法第18条																					
総会で特に必要と認めたもの																					
旧法にあっせん よるもの調停																					
計		4	6	3	6	4	1	7	5	2	3	3	5	5	0	8	0	4	1	5	2

区分	年	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	R	R	R	R	R	R	計	
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	
委員 推薦		2		2		3	1	2		2		2		2		2		615	
不当労働行為			2		1		1	2	1	1	1		1		1	1	3	149	
法人登記					1		1						1				62		
労働者供給事業																	40		
労組法第18条																	1		
総会で特に必要と認めたもの																	2		
旧法にあっせん よるもの調停																	36		
計		2	2	2	2	3	3	4	1	3	1	2	2	2	1	3	3	2	917

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

5 不当労働行為救済申立事件 申立内容別件数表 (昭和24年～令和7年)

(単位：件)

区分	年																									
	S24	S25	S26	S27	S28	S29	S30	S31	S32	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49
解 雇	4	1		5	2	2	2	2		2	3	1	7	6	3	1	4	3	3	3	1			1		
不利益処分	2					1						1			1	1			7	8	1	8	3	1	2	1
工場閉鎖・人員整理		1	1				1							1												
団交拒否		1		2	1	1	1	1					2	1	1	2	1	3	1			1		1		
支配介入	1				1					1	1	2			2		1		2			3	1			
第2組合の解散命令											2															
計	7	3	1	7	4	4	4	3	0	3	4	6	9	8	7	4	6	6	13	11	2	12	4	3	2	1

区分	年																									
	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
解 雇											1						1									
不利益処分	2	11	2	1	1		1	1	1	1	4	1	1	2		1		1	2	1		1		1		1
工場閉鎖・人員整理	1				1																					
団交拒否					1	2					1											2				
支配介入	1				1			1	1							3	1		1	2					1	
第2組合の解散命令																										
計	4	11	2	1	4	2	1	2	2	1	6	1	1	2	0	4	2	1	3	3	2	1	0	1	1	1

区分	年																				計					
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2		R3	R4	R5	R6	R7
解 雇						1											1									60
不利益処分			4				1			1								1				1	1		1	84
工場閉鎖・人員整理																										6
団交拒否					1		1	1		2		1		1	2		1			1				1		38
支配介入																								2	1	30
第2組合の解散命令																										2
計	0	0	4	0	1	1	2	1	0	3	0	1	0	1	2	1	1	1	0	1	0	1	1	3	2	220

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

6 不当労働行為救済申立事件 処理区分表 (昭和24年～令和7年)

(単位：件)

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
新規申立件数		7	3	1	7	4	4	4	3	0	3	4	6	9	8	7	4	6	6	13	11	2	12	4	3	2	1	
処理区分	取 下	2	4	1	7	3	4	1	3	1	3	5	4	9	6	8	4	5		8	10	1	4		2	2		
	却 下	1						1																				
	棄 却		1														1			1				1				
	救 済		1					1									1	1	1	2		1	1				2	
	和 解	1																								1	1	
	移 送																											
	計		4	6	1	7	3	4	3	3	1	3	5	4	9	6	8	6	6	1	11	10	2	5	1	2	3	3
翌年への繰越		3	0	0	0	1	1	2	2	1	1	0	2	2	4	3	1	1	6	8	9	9	16	19	20	19	17	

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	
		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
新規申立件数		4	11	2	1	4	2	1	2	2	1	6	1	1	2	0	4	2	1	3	3	2	1	0	1	1	1
処理区分	取 下			1	1	3	10	1	1		1	1						3	3					2			1
	却 下																										
	棄 却																					3	1				
	救 済		1				1							1			2			2	1	1					
	和 解	3	1	1		2		3	1			1	1	2			1		2					1	1		
	移 送																										
	計		3	2	2	1	5	11	4	2	0	1	2	1	3	0	0	3	3	5	2	1	4	1	3	1	0
翌年への繰越		18	27	27	27	26	17	14	14	16	16	20	20	18	20	20	21	20	16	17	19	17	17	14	14	15	15

区分	年	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	R	R	R	R	R	R	R	計
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	
新規申立件数		0	0	4	0	1	1	2	1	0	3	0	1	0	1	2	1	1	1	0	1	0	1	1	3	2	220
処理区分	取 下									4	1	1															135
	却 下																					10					12
	棄 却						1					1						1								2	13
	救 済	1					1		1		1						1	1		1		1			1		28
	和 解			1		1								1			2									3	31
	移 送																										0
	計		1	0	1	0	1	1	1	0	5	1	2	0	1	0	0	3	2	0	1	0	15	0	0	1	5
翌年への繰越		14	14	17	17	17	17	18	19	14	16	14	15	14	15	17	15	14	15	14	15	0	1	2	4	1	

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

7 不当労働行為救済申立事件 命令・再審査・行政訴訟一覽表

No.	事 件 番 号	7 条 号 該 当	命 令	再 審 査	行 政 事 件 訴 訟		
					地 裁	高 裁	最 高 裁
1	S24-1	1	S24.12.23 却下				
2	S25-1	1・4	S25.7.3 一部救済	S25.7.20 申立て S25.9.16 命令取消			
3	S25-3	2・4	S25.11.1 棄却				
4	S28-3	1・3	S30.6.23 却下	S30.7.31 申立て S30.5.23 和解取下			
5	S30-3	1・4	S30.11.21 全部救済		S30.12.19 提訴 S33.9.29 棄却		
6	S36-9	1	S39.12.25 棄却				
7	S39-4	2	S39.11.6 全部救済				
8	S40-3	1	S40.12.14 全部救済	S40.12.27 申立て S41.6.23 関与和解			
9	S41-1	1	S41.5.30 全部救済	S41.6.16 申立て S41.12.24 関与和解			
10	S41-3	2	S42.4.17 全部救済		S42.5.10 提訴 S44.4.4 棄却	S44.4.27 控訴 S46.5.25 棄却	S46.6.30 上告 S48.10.30 棄却
11	S41-4	2	S42.2.1 全部救済	S42.2.17 申立て S42.6.10 関与和解			
12	S41-5	1	S42.11.30 棄却				
13	S42-7	1・3	S44.2.26 一部救済	S44.3.12 申立て S45.5.16 棄却			
14	S43-11	1・3・4	S45.3.30 一部救済				
15	S45-5	3	S46.6.2 棄却				
16	S45-9	1	R4.2.17 却下				
17	S45-10	1	R4.2.17 却下				
18	S45-11	1	R4.2.17 却下				
19	S46-1	1	R4.2.17 却下				
20	S47-1	2	S49.12.2 一部救済				
21	S47-3	1・3	S49.4.23 一部救済	S49.5.17 申立て S51.2.5 自主和解			
22	S51-1	1	R4.2.17 却下				

No.	事 番 号	7 条 号	命 令	再 審 査	行 政 事 件 訴 訟		
					地 裁	高 裁	最 高 裁
23	S51-2	1	R4. 2. 17 却下				
24	S51-7	1	R4. 2. 17 却下				
25	S51-8	1	R4. 2. 17 却下				
26	S51-9	1	R4. 2. 17 却下				
27	S51-10	1	R4. 2. 17 却下				
28	S51-11	1	S51. 7. 26 全部救済				
29	S54-2	1・2・3	S55. 11. 8 一部救済		S55. 12. 3 提訴 S56. 7. 10 関与和解		
30	S61-1	1	S62. 12. 28 全部救済		S63. 1. 19 提訴 H1. 4. 28 関与和解		
31	S62-1	1・2	H2. 8. 2 一部救済	H2. 8. 13 申立て H3. 1. 28 取下			
32	S63-1	1・3	H2. 1. 11 一部救済		H2. 2. 26 提訴 H3. 6. 18 棄却	H3. 6. 26 控訴 H5. 6. 22 一部棄却	H5. 7. 7 上告 H7. 4. 14 一部取消
33	H2-1	1・3	H5. 3. 18 一部救済	H5. 3. 26 申立て H5. 7. 16 自主和解			
34	H4-1	1・2・3	H7. 4. 13 一部救済		H7. 5. 12 提訴 H11. 10. 6 和解取下		
	H5-2	1・3	〃 棄却				
35	H5-1	1・3	H5. 12. 16 一部救済	H6. 1. 4 申立て H6. 2. 9 自主和解			
36	H5-3	1	H6. 1. 31 一部救済				
37	H6-1	1・2	H7. 12. 21 棄却				
38	H6-2	2・3	H7. 12. 21 棄却				
39	H6-3	1・2・3	H8. 8. 21 棄却	H8. 9. 4 申立て H9. 9. 12 和解			
40	H12-1	1・2	H13. 3. 15 一部救済	H13. 4. 4 申立て H13. 12. 17 和解			
41	H18-1	1・2・3	H19. 3. 15 棄却				
42	H19-1	2	H20. 2. 21 一部救済				
43	H20-1	1・3	H21. 8. 20 一部救済				

No.	事 番 号	7 条 号 該 当 号	命 令	再 審 査	行 政 事 件 訴 訟		
					地 裁	高 裁	最 高 裁
44	H23-1	1・2・3	H23. 8. 22 棄却				
45	H28-1	2	H29. 2. 2 一部救済				
46	H28-2	1・2	H30. 1. 19 一部救済	H30. 2. 5 申立て H30. 12. 17 和解			
47	H29-1	2	H30. 3. 16 棄却	H30. 4. 5 申立て R2. 3. 18 却下			
48	H30-1	1・2・3	R元. 11. 12 一部救済				
49	R2-1	2	R3. 3. 29 一部救済				
50	R5-1	1・2・3	R6. 7. 4 一部救済	R6. 7. 25 申立て			
51	R6-1	1・2・3・4	R7. 12. 18 棄却	R7. 12. 25 申立て			
52	R7-2	1・3・4	R7. 12. 18 棄却	R7. 12. 25 申立て			

8 個別労働紛争に関する労働相談 相談内容別件数表
(平成13～令和7年度)

(単位：件)

区分	年度	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
実件数		69	46	92	73	78	73	82	110	196	198	212	201	225	423	436	339	356	401
経営又は人事		22	20	32	17	16	18	21	35	51	56	50	55	51	169	178	117	123	140
解雇		15	13	26	13	9	15	15	17	24	31	21	21	14	60	62	31	42	39
配置転換、出向・転籍		4		2	1	1			1	2	1	4	4	9	14	21	6	9	19
復職										1	2	2		1	2	1	1	4	
懲戒処分			5	1	1	2	1	1	4		3	3	3	2	7	11	4	2	5
退職		2	1	2	2	2	2	4	11	20	13	18	22	22	64	69	65	56	71
勤務延長、再雇用				1					1	1	1		1	1	2		1	1	
その他経営又は人事		1	1			2		1	1	3	5	2	4	2	20	14	9	12	2
賃金等		21	14	18	24	25	16	26	17	66	43	54	44	46	91	112	88	92	70
賃金未払		5	6	5	8	13	9	7	3	37	20	24	21	25	51	77	46	44	36
賃金増額		1	1								1	1	2	1	1			1	
賃金減額		6	2	5	4	3		2	4	6	9	10	10	2	10	8	5	7	6
一時金			1		1		1		4	2			2	1	4	5	8	3	
退職一時金		7	3	1	4	4	2	3	5	3	2	5	4	3	7	4	10	5	3
解雇手当		1	1		2		3	1	1	6	1	5		2	3	2	1	4	7
休業手当				1				2		1	2	1		2	5	2	3	5	3
諸手当				3	4	4	2	5	3	2	1	3	2	4	3	5	6	5	3
その他賃金		1		3	1	1		5	1	7	3	5	5	5	8	9	11	13	8
年金(企業年金、厚生年金等)											2				2		1	1	
労働条件等		11	4	16	8	15	19	11	13	29	40	39	36	47	173	190	149	149	182
労働契約		3	1	6	1	3	5	2	2	5	5	12	10	11	23	29	16	19	23
労働時間				2		1	4	1	1	4	8	8	5	5	21	26	24	20	20
休日・休暇				1		1		2	1	5				5	6	13	10	11	15
年次有給休暇		2	1			1	2	2	5	4	15	8	3	6	33	38	33	33	39
育児休業・介護休業		1								1				1	3	7	3	4	6
時間外労働				1	1		1			1	2	1	3	3	27	17	16	16	22
安全・衛生				1						1	1		1		3	2	4	5	3
福利厚生制度																		1	
社会保険		1	1	2	3	3	1	1	2	1		4	8	6	23	23	14	14	11
労働保険		3	1	2	1	2	4	1		3	5	5	2	5	26	26	20	11	25
その他の労働条件等		1		1	2	4	2	2	2	4	4	1	4	5	8	9	9	15	18
職場の人間関係		2	2	4	2	3	3	4	5	16	22	34	18	38	126	88	102	90	128
セクハラ					1			1		3	1	5		2	7	3	7	6	5
パワハラ・嫌がらせ		2	2	4	1	3	3	3	5	13	21	29	18	36	119	85	95	84	123
その他		13	6	22	22	19	17	20	40	34	37	35	48	43	69	82	73	70	98
その他		13	6	22	22	19	17	20	40	34	37	35	48	43	69	82	73	70	98
計		69	46	92	73	78	73	82	110	196	198	212	201	225	628	650	529	524	618

(単位：件)

区分	年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
実件数		450	451	400	443	506	444	495	6,799
経営又は人事		167	157	168	158	209	167	165	2,362
解雇		39	45	51	46	51	44	54	798
配置転換、出向・転籍		20	23	14	14	26	14	9	218
復職		1	1	1		6	1		25
懲戒処分		5	7	11	10	8	3	6	105
退職		96	69	77	75	93	80	81	1,017
勤務延長、再雇用		1	2	1	1	1	1		17
その他経営又は人事		5	10	13	12	24	24	15	182
賃金等		102	86	70	99	121	106	104	1,555
賃金未払		41	22	35	40	69	64	53	761
賃金増額		1				2			13
賃金減額		13	13	8	6	11	2	10	162
一時金		10	6	5	10	3	5	2	73
退職一時金		4	5	4	6	8	9	10	121
解雇手当		7	6	2	2	3		3	63
休業手当		6	14	4	8	2	6	2	69
諸手当		6	8	2	10	7	6	12	106
その他賃金		14	12	10	15	16	14	12	179
年金(企業年金、厚生年金等)					2				8
労働条件等		253	185	164	226	248	203	222	2,632
労働契約		29	30	29	19	21	19	44	367
労働時間		31	18	32	39	39	24	37	370
休日・休暇		12	9	13	17	21	16	9	167
年次有給休暇		64	35	23	56	45	48	49	545
育児休業・介護休業		4	4	2	6	6	2	12	62
時間外労働		39	17	13	23	19	16	15	253
安全・衛生		4	10	13	13	14	17	11	103
福利厚生制度		1	1			1	1		5
社会保険		17	12	11	14	18	17	12	219
労働保険		42	29	10	9	22	12	18	284
その他の労働条件等		10	20	18	30	42	31	15	257
職場の人間関係		142	164	130	123	176	149	149	1,720
セクハラ		9	10	10	8	9	7	5	99
パワハラ・嫌がらせ		133	154	120	115	167	142	144	1,621
その他		108	127	78	76	90	81	97	1,405
その他		108	127	78	76	90	81	97	1,405
計		772	719	610	682	844	706	737	9,674

(注) 平成26年度から、1件の相談で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上している。

9 個別労働紛争に関するあっせん事件 新規申請内容別件数表
(平成13～令和7年度)

(単位：件)

区分	年度																	
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実件数	7	7	9	12	5	11	15	19	38	25	20	24	15	20	14	8	8	5
解雇・退職強要・雇止め	4	3	5	10	1	6	11	9	5	10	3	4	3	11	7	2	5	2
配置転換、出向・転籍	2							1	2			1	1	1	1	2		
復職									1	1			1					
懲戒処分		2	2		1	1		4	1	1	3	1			2	2		
退職							1	1	2		1	2	4	5		2		1
勤務延長、再雇用												1						
その他経営又は人事										1	1			2				
賃金未払					1				4	2	4	4	2	2	2		1	
賃金増額	1											1			1			
賃金減額			1				1	1				3		1	1	1		
一時金															1	1		
退職一時金		2		1		1			3			1						
解雇手当				1		1	1	1	1	3	1	1	1					
休業手当							1		1		1					1		
諸手当			1			1												
その他賃金														1				
年金(企業年金・厚生年金等)																		
労働契約																		
労働時間																		
休日・休暇																		
年次有給休暇								1	15	1					1			
育児休業・介護休業																		
時間外労働																		
安全・衛生																		
福利厚生制度																		
社会保険												1		1				
労働保険																		
その他の労働条件等					1										1			
セクハラ											1			1				
パワハラ・嫌がらせ					1				1			1	3	3	3	5	3	2
その他						1		1	2	6	5	3		2	2			2
計	7	7	9	12	5	11	15	19	38	25	20	24	15	30	22	16	9	7

(単位：件)

区分	年度							計
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
実件数	5	2	2	4		5	6	286
解雇・退職強要・雇止め		1		1		1	1	105
配置転換、出向・転籍	1		1			1		14
復職								3
懲戒処分	1		1	1				23
退職				1			2	22
勤務延長、再雇用								1
その他経営又は人事	1		1	1		1		8
賃金未払	1		1			2	2	28
賃金増額								3
賃金減額	1		1					11
一時金								2
退職一時金							1	9
解雇手当								11
休業手当								4
諸手当	1							3
その他賃金								1
年金(企業年金・厚生年金等)								0
労働契約						1		1
労働時間			1				1	2
休日・休暇								0
年次有給休暇	1							19
育児休業・介護休業								0
時間外労働								0
安全・衛生							1	1
福利厚生制度								0
社会保険						1		3
労働保険							1	1
その他の労働条件等						2		4
セクハラ								2
パワハラ・嫌がらせ	3	2		1		3	1	32
その他	1		1				2	28
計	11	3	7	5	0	12	12	341

(注) 平成26年度申請分から、1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上している。

10 個別労働紛争に関するあっせん事件 処理区分表 (平成13～令和7年度)
(単位：件)

区分		年度																		
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
終	結	不開始																		
		不参加	1		1	5	1	2	1	2	1	3	7	3	4	5	5	3	3	2
		打切	3	4	6	3	1	4	3	6	10	6	3	6	3	3	6	3	1	1
		取下	2			2			1		3	1	1	4				1		
		解決	1	2	2	2	4	4	4	18	23	14	11	8	9	14	2	2	3	2
		計	7	6	9	12	6	10	9	26	37	24	22	21	16	22	13	9	7	5
翌年度への繰越		0	1	1	1	0	1	7	0	1	2	0	3	2	0	1	0	1	1	

区分		年度							計	
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
終	結	不開始							0	
		不参加	2		1	1		3	3	59
		打切	4						3	79
		取下								15
		解決		2		4		1	1	133
		計	6	2	1	5	0	4	7	286
翌年度への繰越		0	0	1	0	0	1	0		

11 令和7年度広報活動実績

区分	取組内容	
労働委員会の認知度向上	パネル展、ユーチューブ広告、 グーグルディスプレイ広告・チラシ等配布など	オーテピア高知図書館展示の本棚「仕事と子育ての両立支援」展（5/2～29）
		令和6年度個別労働紛争解決制度（労働相談・あっせん）利用状況の公表（5/29）
		求人誌掲載（バイトル高知 4月）
		X（旧ツイッター）での相談窓口、Q&A等の配信（広報広聴課、労働委員会事務局）通年
		ユーチューブ広告（1/31～2/13）
		グーグルディスプレイ広告（5/18～31、2/14～28）
		新キャラクターを活用したチラシ、ステッカー配布
個別労働紛争処理制度周知月間	パネル展等	「高知県労働委員会」パネル展 ・オーテピア高知図書館共同楽習スペース（9/26～10/7） ・県庁正庁ホール前ロビー（10/9～15） ・高知市役所1階北側入口（10/9～22）
	合同労働相談会（10/31）	求人誌掲載（バイトル高知 10月）
		市町村広報紙掲載（1市4町）
		メールマガジン（4件）・団体広報誌（4件）
		HP掲載 関係機関（2機関）・労委
		テレビCM放映（3局30本 10/11～27）、パブリシティ（3局3本 10/17、10/24、10/19～10/25）
		グーグルディスプレイ広告（10/11～24）
		ポスター・チラシ作成及び配布（7月～10月 配布先：県関係機関、各事業者団体等）

12 AI-FAQシステムについて



本県では、行政サービスの向上のため、よくある質問や定型的な質問に24時間自動応答するAI-FAQシステムを導入しています。

当委員会では、このシステムを利用して、令和3年2月25日から労働問題に関するよくある質問を、県民の皆様向けに公開しています。（令和7年度末時点で85項目・392問掲載）

利用方法としては、表示されるカテゴリから選択していく方式と、キーワードを入力すると、そのキーワードに関連する質問が表示される方式の2通りがあります。

- ・利用者数 令和2年度（2月、3月）：335（月平均168）
令和3年度：742（月平均62）
令和4年度：814（月平均68）
令和5年度：290（月平均24）
令和6年度：700（月平均58）
令和7年度：500（月平均42）

高知県のホームページの右下に表示される**黄色のアイコン「質問に答えます！くろしおくん」**をクリックします。

表示されるカテゴリから「労働相談」を選択するか、下部の入力欄に調べたいことを直接入力して送信すると、よくある質問と回答が表示されます。



このアイコンをクリック

高知県労働委員会 CMテーマ曲

作詞 高知県労働委員会事務局

作曲 藤森 さな

♩ = 120

The musical score is written for piano and voice. It features a treble clef with a key signature of one sharp (F#) and a 4/4 time signature. The tempo is marked as ♩ = 120. The score includes a vocal line with lyrics and a piano accompaniment. The lyrics are: しよくぼのなやみは こうちけん ろうどう いいん かい. The piano part includes dynamic markings of mf, p, mf, and f, along with fingering numbers like 5, 7, and 8. There are also performance instructions like '8va' and '8va...1'.

しよくぼのなやみは こうちけん ろうどう いいん かい

Piano

mf *p* *mf* *f*

5 7 8va...1

(2020/2.14)

高知県労働委員会イメージフラワー

- ・ブルースター (オキシペタラム)
- ・花言葉「信じ合う心」





労働者委員
けんた
あかうし 健太



公益委員
こうち やいろ
高知 八色



使用者委員
みた
見田 かわうそ

職場の悩みは

労働問題解決のコンシェルジュ

高知県労働委員会

高知県労働委員会
ホームページ



高知県労働委員会
公式X

